

Disclosure 2022

兵庫県信用組合の現況
ディスクロージャー誌

私たちの元気が地域を支える

けんしんのプロフィール Profile

| | |
|---------|-------------------|
| 名 称 | 兵庫県信用組合 |
| 略 称 | けんしん |
| 理 事 長 | 橋爪 秀明 |
| 所 在 地 | 神戸市中央区栄町通3丁目4番17号 |
| 設 立 | 昭和26年3月 |
| 出 資 金 | 1,498百万円 |
| 組 合 員 数 | 58,987名 |
| 自己資本比率 | 17.16% |
| 預 金 量 | 4,319億円 |
| 融 資 量 | 2,498億円 |
| 店 舗 数 | 24店 |
| 役 職 員 数 | 337名 |
| 営 業 区 域 | 兵庫県一円 |

目 次 Contents

| | |
|--|----|
| けんしんのプロフィール | 1 |
| ごあいさつ | 2 |
| 組合理念 | 3 |
| 事業概況 | 3 |
| コンプライアンスを中心とした内部管理体制 | 5 |
| マネー・ローディングおよび テロ資金供与対策に関するお客さまへのお願い | 9 |
| 反社会的勢力に対するけんしんの取組み | 9 |
| SDGsに関する取組み | 10 |
| 地域・社会貢献活動およびトピックス | 11 |
| 地域密着型金融推進計画への取組み | 13 |
| 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み | 14 |
| 中小企業の経営力強化および 地域活性化のための取組みの状況 | 15 |
| 金融仲介機能のベンチマーク | 17 |
| 総代会 | 19 |
| 組織図 | 20 |
| 業務のごあんない | 21 |
| 店舗一覧 | 26 |
| 資料編 | 27 |



ごあいさつ



皆さまには、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は兵庫県信用組合【けんしん】に格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も、当組合の業績・事業内容・地域貢献活動への取組み等について、正確でわかりやすくお伝えできるよう取りまとめたディスクロージャー誌を作成しましたのでご高覧賜れば幸甚に存じます。

昨年度の国内経済は、新型コロナウイルスの脅威が續くなか、ワクチン普及による感染予防意識の高まりにより、本格的な経済活動再開への期待が膨らみましたが、緊急事態宣言が繰り返され、特に変異株の確認以降、コロナ禍の収束は見通せなくなり、さらに資源価格の高騰や為替の円安推移も相まって景況感、実体経済とも弱い動きとなりました。また、欧米諸国ではインフレを抑制するための利上げや金融緩和縮小の動きが見られ、新たにロシア・ウクライナ情勢も加わり、世界経済全体に悪影響を及ぼしました。地域経済に目を向けると、人口減少・少子高齢化に伴う雇用環境の変化への対応や事業承継等の永続的課題がある中、長期化するコロナ禍による社会活動の制限や原材料価格が上昇するなど厳しい経営環境が続くこととなりました。

このような情勢のもと、当組合は中小事業者が抱える悩みや課題の解決に向けた提案、金融支援はもとよりきめ細かな経営支援に応じるなどの金融コンサルティング機能を発揮し、ニーズに応じた経営サポートを強化・実践するとともに、引き続き中小事業者の資金繰り安定のため、新型コロナウイルス感染症対策関連融資にも積極的に取組むなど、お客さま目線の金融サービスの向上に努めてまいりました。

内外とも難しい環境が予想される中、この度、当組合は、令和4年度を初年度とする第十次中期経営計画をスタートさせました。役職員一人ひとりが「私たちの元気が地域を支える～ゆるぎない基盤で、ゆるぎない存在に～」という共通認識のもと、よりお客様の声に耳を傾け、寄添いながら、経営課題の解決のため力を最大限に發揮することで、地域に根ざした協同組織金融機関として、地域経済の持続的発展と活性化に貢献してまいる所存でございます。

今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

令和4年7月

理事長

橋爪秀明

ゆるぎない基盤で、ゆるぎない存在に

組合理念



組合理念

「地域住民の皆さまの幸福と中小事業者の発展のお役に立ち、地域経済の繁栄に貢献する」
地域の発展 = 組合の発展
金融機能・コンサルティング機能を發揮し地域創生の一翼を担う

ビジョン

取引して良かったと喜んでいただける
コミュニティバンク

経営方針

お客さま目線の
金融サービスの向上
地域を支える
自律型人財^{*}の育成
ゆるぎない経営基盤の構築

*一人ひとりの職員が当組合にとってかけがえのない財産であることから、敢えて『人財』と表現しています。

事業概況

預 金

地域への様々な取組みにより、関係強化に努めた結果、期末残高は前期比34億円増加の4,319億円となり、期中平均残高は277億円増加となりました。

貸出金

地域金融機関として、「取引して良かったと喜んでいただけるコミュニティバンク」をビジョンとし、「地域密着型金融推進計画」に基づき、地域金融の円滑化への取組みを行い、特に、中小事業者への新型コロナウイルス感染症対策資金融資は、今年度も、合計775件、159億円と積極的に取組みました。

また、事業性評価に基づいたコロナ対策プロパー融資やサポートローン等、担保・保証に必要以上に依存しない融資や、個人ローンも積極的に推進するとともに、認定経営革新等支援機関としてコンサルティング機能の発揮に努めた結果、期末残高は前期比40億円増加の2,498億円となり、期中平均残高は94億円増加しました。

損 益

中小事業者を取巻く収益環境は依然として厳しい状況の中、新型コロナウイルス感染症対策資金融資を含めた事業性貸出、事業者向けローンおよび個人ローンにも積極的に取組みました。

また、業務の効率化を進め、経費の抑制、資金の効率的な運用に努めるとともに、資産の自己査定に伴う償却引当等を厳正に対処した結果、当期純利益は508百万円となりました。





いまでも これからも いつまでも



●主要な経営指標の推移

(単位:百万円・人・%・口)

| 項目 | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 利 益 | 経常収益 | 6,870 | 6,193 | 6,303 | 6,155 | 5,738 |
| | 経常利益 | 1,085 | 942 | 687 | 772 | 770 |
| | 当期純利益 | 708 | 574 | 537 | 544 | 508 |
| 残 高 | 預金積金 | 413,569 | 414,482 | 414,732 | 428,475 | 431,970 |
| | 貸出金 | 219,138 | 220,805 | 224,567 | 245,772 | 249,857 |
| | 有価証券 | 144,988 | 150,641 | 150,878 | 159,403 | 158,982 |
| | 純資産額 | 32,372 | 33,583 | 32,633 | 32,754 | 30,852 |
| | 総資産額 | 455,943 | 460,095 | 458,895 | 484,470 | 485,860 |
| 出 資 | 出資金総額 | 1,478 | 1,488 | 1,491 | 1,498 | 1,498 |
| | 組合員数 | 58,433 | 58,575 | 58,499 | 58,670 | 58,987 |
| | 出資に対する配当金(率) | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |
| | 出資総口数 | 1,478,434 | 1,488,316 | 1,491,914 | 1,498,283 | 1,498,403 |
| 役職員数 | 職員数 | 351 | 347 | 351 | 345 | 337 |
| 自己資本比率(単体) | | 15.71 | 15.47 | 15.13 | 17.06 | 17.16 |

1. 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでいません。
2. 組合員資格 ①兵庫県内に住所または居所を有する方 ②兵庫県内において事業を行う小規模事業者 ③兵庫県内において勤労に従事する方 ④兵庫県内において事業を行う事業者の役員。ただし、①②の方については、常時使用する従業員の数が300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)を超える法人については資本金の額または出資の総額が3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円)を超える事業者の方は除きます。⑤兵庫県内に転居することが確実と見込まれる方(自己の居住の用に供する宅地もしくは住宅の売買契約または当該宅地の造成もしくは当該住宅の建設、修繕もしくは改良に関する工事の請負契約を締結したものに限る。)⑥当組合の役員
3. 役職員数は、臨時の雇用を除いています。
4. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

コンプライアンスを中心とした内部管理体制

コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスとは、金融機関業務における法令や諸規程・諸規則はもとより、社会的規範に至る、あらゆるルールを遵守することです。

当組合では、コンプライアンスを経営の根幹をなす重要課題として位置付け、経営陣が率先垂範してコンプライアンス体制構築に取組んでいます。理事会は、役職員等に対して実践計画を記したコンプライアンス・プログラムの周知徹底を図り、組織一丸となったコンプライアンスの実践を促進させるとともに、その進捗状況を半期に一度、理事会へ報告させることによって、より強固なコンプライアンス体制の構築を図っています。

また、各部店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、意識の醸成を図るとともに、その実効性を高めています。

〈コンプライアンス実践組織図〉

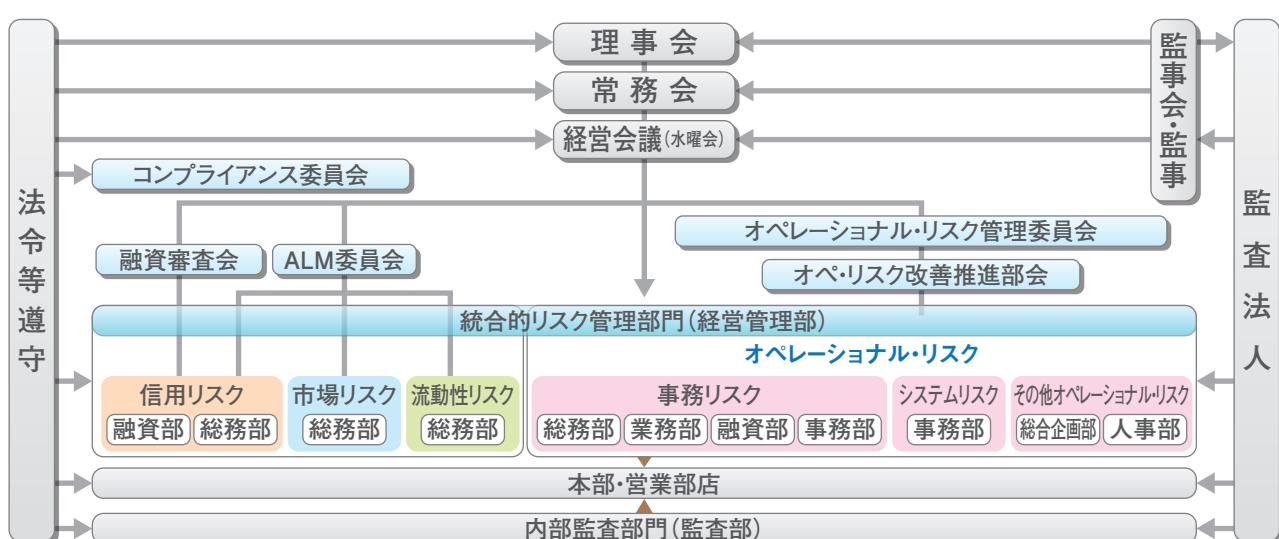


リスク管理体制

金融の国際化・自由化により金融業務に付随するリスクが多様化・複雑化しており、それらのリスク管理がますます重要となってきています。

当組合は、経営の健全性維持・向上の観点からリスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、「各リスク管理方針・規程」に則り、リスクの把握とそのコントロールを適切に行うことに努めています。

さらに当組合の規模・特性に応じた統合的リスク管理態勢の整備を図り、リスクの顕在化を防止・抑制するとともに、能動的にリスク・コントロールしていきます。



信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等が悪化することによって、資産の価値が減少ないし消失することに伴い、損失を被るリスクのことです。

クレジット・ポリシー(貸出の基本姿勢)に基づき、不良債権発生の未然防止と資産の健全性維持に努める一方、健全な事業を営む融資先の技術力・将来性等を重視し、担保や個人保証に必要以上に依存しないよう周知徹底し、その実行の適切性を検証しています。

管理体制は、お客さまの財務状況・資金使途・返済原資等を的確に把握し健全な融資を行う審査管理と、与信管理の状況および信用格付の正確性、ポートフォリオ管理、問題債権管理およびその他の管理状況の適切性の検証を行う与信管理とし、過度の与信等を排除するため、業務推進部門等から影響を受けない体制としています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。

保有金融資産のポートフォリオは、安全性・収益性・流動性を十分に検討のうえ、分散化を図り、金利リスク量の削減も併せて管理しています。有価証券は、種類ごとおよび銘柄ごとの保有限度額を定め、リスク・コントロールと収益の確保を図るためにモニタリングを実施しています。市場リスク限度額については、自己資本額、収益目標等を勘案のうえ、VaR手法による損失限度額を毎期リスク統括部署において設定し、常務会の決議を得て運用しています。また、定期的に開催するALM委員会において、リスク計測・リスクヘッジ等にかかる分析・検討等を行い、資産・負債の総合管理を行っています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

的確な資金ポジションを確保するため資金繰り状況を把握し、資金調達手段の確保を図っています。支払準備資産は適正な水準を維持するように努めており、その状況はリスク統括部署がモニタリングを行い、所管部署との相互牽制を図っています。手元資金繰り状況および支払準備状況は定期的に理事会に、また、ALM委員会には「流動性危機時を想定した調達可能額状況」を報告する体制としています。

オペレーションル・リスク管理

オペレーションル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクおよび金融機関自らが「オペレーションル・リスク」と定義したリスクのことです。その計測手法は、基礎的手法を採用しています。

事務リスク

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。事務処理厳正化のため規程・要領等を整備し、内部監査による牽制機能の確保、研修・実務指導の充実を通じて、事務の効率化および事務ミスの削減に取組み、事務リスクの最小化を図っています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。システムリスク管理については、規程・要領等に則り適切にリスク管理を行うとともに、セキュリティポリシーに則り適切な安全対策を確保しています。また、コンティンジェンシープランにより、事故発生時のリスクを最小化する態勢を整備しています。

その他オペレーションル・リスク

その他オペレーションル・リスクとは、当組合がオペレーションル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスクおよびシステムリスクを除いたリスクをいい、損失発生の原因別の区分として、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」等に細分化されますが、これらのリスクについては、当組合の規模・特性に応じた適切な管理を行っています。

顧客保護体制

● 個人情報保護に関する取組み

当組合では、個人情報および個人番号(以下「個人情報等」という。)保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」という。)を遵守し、下記取組みにより、お客様の情報を厳格に管理しています。

- 個人情報保護宣言に基づく厳正な個人情報取扱いの徹底
- 「個人情報保護規程」・「個人データの安全管理措置要領」整備による安全管理措置
- 個人情報管理台帳および店内検査に基づく書類・記録媒体の定期点検
- 個人情報保護オフィサー・マイナンバー保護オフィサーの資格取得奨励
- 個人情報保護に関する集合研修および職場内研修の実施
- クリーンデスクの徹底 等

※個人情報保護宣言につきましては、店頭および当組合ホームページでご覧いただけます。

● 金融商品にかかる勧誘方針

当組合は、法令等に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、お客様に対して、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1.当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
- 2.商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
- 3.当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し、断定的判断の提供や、事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

● 偽造・盗難キャッシュカードによる被害に遭われた場合の補償(預貯金者保護法)

お客様が被害に遭われた場合は、偽造・盗難にかかわらず、お客様に過失がなければ、金融機関が被害額を原則、全額補償させていただきます。ただし、お客様に「重過失」があった場合には、原則、補償されませんのでご注意ください。

また、重過失以外の過失では、偽造カードによる被害は、原則、全額補償、盗難カードは、原則、75%補償と定められています。

なお、補償にあたりましては、警察と金融機関への被害届けが必要です。

預貯金者保護法での補償

| | 偽造カード | 盗難カード |
|-------------|------------|--------------|
| 重大な過失があった場合 | 原則、補償されません | 原則、補償されません |
| 過失があった場合 | 原則、全額補償 | 原則、被害額の75%補償 |
| 過失がなかった場合 | 原則、全額補償 | 原則、全額補償 |

重大な過失の例

典型的な例は以下のとおりですが、その他、預金者に以下の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合も重過失となります。



過失の例

- 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合、かつ、それらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともにキャッシュカードを携行・保管していた場合
- 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

● 相談・苦情等対応窓口

営業店に相談・苦情等対応窓口を設置しています。
また、相談・苦情等の発生事例をコンプライアンス研修等のテーマとし、再発防止に努めています。

● 苦情等処理措置および紛争解決措置の概要

当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引にかかる苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。
※苦情等とは、当組合とのお取引に関するご照会・ご相談・ご意見・ご要望・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものをいいます。

各種お問合せ

キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難時

| 紛失物等 | 受付日時 | ご連絡先 | 電話番号 |
|----------------|-------------------------|--------------|-------------------|
| キャッシュカード・通帳・印鑑 | 月～金曜日(祝日を除く) 8:45～17:30 | 兵庫県信用組合お取引店舗 | P.26店舗一覧をご参照ください。 |
| キャッシュカード・通帳 | 土・日・祝日、および平日の上記受付時間外 | 信組ATMセンター | 0120-078-122 |

インターネット・モバイルバンキングに関するお問合せ

| 受付日時 | ご連絡先 | 電話番号 |
|-------------------|--------------------------|--------------|
| 月～金曜日 9:00～24:00 | けんしんインターネットバンキングサポートセンター | 0120-770-783 |
| 土・日・祝日 9:00～17:00 | | |

ご意見・ご要望等のお申し出

| お申し出内容 | 受付日時 | ご連絡先 | 電話番号 |
|--------------------------------|-------------------------|---------------|--------------|
| ご融資・中小企業金融円滑化・経営者保証に関するガイドライン等 | 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00 | 兵庫県信用組合 融資部 | 0120-18-6520 |
| 出資金 | 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00 | 兵庫県信用組合 総務部 | 0120-18-6521 |
| ご預金・ローン商品・ATM・投資信託・生命保険等 | 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00 | 兵庫県信用組合 業務部 | 0120-18-6522 |
| その他 | 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00 | 兵庫県信用組合 総合企画部 | 0120-18-6523 |

Eメール:webmaster@hyogokenshin.co.jp (総合企画部)

紛争解決のお申し出（金融ADR制度に対する取組み）

苦情等のお申し出は当組合のほか、「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受付けています。相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまのご了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)

〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

電話番号:03-3567-2456

受付日:月～金(祝日および協会の休業日を除く)

時間:9:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合の本部各部署またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客さまが直接、仲裁センター等へお申し出されることも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

電話番号:03-3581-0031

受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)

時間:9:30～12:00、13:00～15:00

第一東京弁護士会仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

電話番号:03-3595-8588

受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)

時間:10:00～12:00、13:00～16:00

第二東京弁護士会仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

電話番号:03-3581-2249

受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)

時間:9:30～12:00、13:00～17:00

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し立てについて、当事者のご希望をお聞きしたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

*移管調停・現地調停は、全国の弁護士会で実施している訳ではありませんので、ご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

保険商品にかかる苦情等受付窓口

生命保険相談所(一般社団法人 生命保険協会)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

電話番号:03-3286-2648

受付日:月～金(祝日、年末年始を除く)

時間:9:00～17:00

そんぽADRセンター(一般社団法人 日本損害保険協会)

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

電話番号:0570-022808

受付日:月～金(祝・休日、年末年始を除く)

時間:9:15～17:00

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するお客さまへのお願い

日本および国際社会がともに取組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。信用組合は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することができるように対策を進めております。当組合においても、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスクを経営上の課題として認識し、リスクに応じた取組みを適切に行っております。

こうした中、金融庁は、2018年2月に、金融機関等における実効的なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表し、当組合では2019年1月、「顧客受入方針」を定めました。これに基づき、お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、追加でのご確認などをさせていただく場合がありますので、ご理解、ご協力ををお願いいたします。

顧客受入方針

当組合は、犯罪収益の移転を未然に防止するため、お客さまと取引を行う際に取引時確認が必要となる取引および同取引にかかるお客さまの属性情報の取得・管理については、犯罪収益移転防止法などの法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえ、以下の各事項について適切な対応を実施します。具体的には、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。なお、お客さまが取引時確認に応じていただけない場合には、取引時確認にお客さまが応じていただけるまで当該取引を謝絶します。また、犯罪収益の移転の危険性が高いものとして、お客さまとの取引が下記取引事例に該当すると判断した場合には、すみやかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的なモニタリングの実施や取引謝絶などの措置を実施します。

- 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引等(閾値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために1の取引を分割していることが一見して明らかなものは1の取引とみなす。)
 - 上記取引において当組合が確認する事項およびその確認書類は、下表のとおりです。
 - 上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。
- 特別の注意を要する取引((1)マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引、(2)同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引)
 - 上記「1」と同様。
- 高リスク取引((1)なりすましの疑いがある取引または本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引、(2)マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引、(3)重要な公的地位にある者(外国PEPs)との取引)
 - 上記取引において当組合が確認する事項およびその確認書類は、下表のとおりです。なお、マネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」および「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。
 - 上記取引において把握したお客さまの属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

| 確認事項 | 通常の取引(上記1.2) | 高リスク取引(上記3) |
|--|---|--|
| 本人特定事項 (個人)氏名、住居、生年月日 (法人)名称、本店または主たる事務所の所在地 | 以下の本人確認書類 (個人)運転免許証、個人番号カード、在留カード、旅券(パスポート)等 顔写真のある公官庁発行書類など (法人)登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものなど | 通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認書類 |
| 取引を行う目的 (個人)職業 (法人)事業の内容 | 申告 | 申告 |
| 実質的支配者 (議決権の保有その他他の手段により当該法人を支配する自然人(全ての法人に存在)) | 代表者等からの本人特定事項の申告 | 株主名簿(資本多数決の原則を探る法人の場合)、登記事項証明書(資本多数決の原則を探る法人以外の法人の場合)など + 代表者等からの本人特定事項の申告 |
| 資産および収入の状況(高リスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。) | | (個人)源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書など |

犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例

- 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引(顧客属性や取引態様に見合わない場合)
- 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
- 架空・他人・実体が無い法人との疑いがある口座の利用
- 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
- 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
- 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
- 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われた口座の取引
- 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引(払戻口座の名義別に送金する場合)
- 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引(送金を行う直前に多額の送金を受ける場合)
- 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引(送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合)
- 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例(預金取扱い金融機関)」に示された取引
- その他当組合が「疑わしい取引」を判断する取引

反社会的勢力に対するけんしんの取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員等の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

SDGsに関する取組み

「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取組みを強化するため、「兵庫県信用組合 SDGs宣言」を制定し、ホームページに公表しています。(https://www.hyogokenshin.co.jp/wp-content/uploads/sdgs.pdf)

宣言の公表により、役職員等全員が共通認識を持ち、今後も、地域密着型金融機関として、地域の持続的発展に貢献できるよう積極的に取組んでいきます。

SDGs(エスディージーズ)

Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで採択された国際目標。

貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダー平等まで幅広い課題の解決を目指して17のゴールと169のターゲットが定められ、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



けんしんSDGsサポートローン取扱開始

地域の活性化・発展に向けSDGsに積極的に取組みを行う中小事業者の皆さまを応援し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に、令和4年5月1日より「けんしんSDGsサポートローン」の取扱いを開始しました。

「SDGs宣言」を行っている、またはSDGsへの積極的な取組みを行っている事業者を対象にした商品であり、SDGsにかかる設備資金等にご利用いただけます。

当組合の取組み



飢餓をゼロに

- 農業分野への支援
- 東京海上日動火災保険株式会社との農業経営支援にかかる連携協定締結



すべての人に健康と福祉を

- 認知症サポーターの育成
- 障がい者支援団体へ使用済切手等を寄贈
- 開発途上国にワクチンを贈っている国際支援団体へ使用済テレカ等を寄贈
- プルタブ・アルミ缶を回収し、一定量に達したところで車椅子と引換えて病院等へ寄贈する活動に参加
- 利用額の0.5%が信組業界の選定したチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付される「しんくみピーターパンカード」の利用を推進
- 職員へのストレスチェック ●分煙・禁煙
- しんくみの日週間 献血運動へ参加
- 「後見制度支援預金」の取扱い



質の高い教育をみんなに

- 各種資格取得のための支援
- 大学講義(業界の産学連携事業)
- トライヤるウィークの受入れ ●教育ローン
- インターンシップ受入れ
- 専門学校との連携(WebアニメCM)



ジェンダー平等を実現しよう

- 女性活躍推進法への取組み



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 節電・省エネルギー ●太陽光発電設備資金対応
- 店舗屋上に太陽光発電設備を設置(六甲道支店)
- ハイブリッド車の導入 ●LED 照明の導入



働きがいも 経済成長も

- 経営支援 ●事業承継支援 ●創業支援
- ビジネスマッチング ●継続雇用
- 障がい者雇用 ●働き方改革推進



産業と技術革新の基盤をつくろう

- 創業支援 ●経営者勉強会 ●6次産業化支援
- 「食のビジネスマッチング」への参加
- ひょうご中小企業技術評価支援制度の推進
- 成長分野への融資推進 ●景況アンケート
- SDGsサポートローン



住み続けられるまちづくりを

- 振り込め詐欺被害未然防止への取組み
- 地域との連携、活性化に関する取組み
- 地域行事への積極的な参加
- 「子ども110番」へ参加
- しんくみの日週間 来店したお客さま等へ花の種を配付



つくる責任 つかう責任

- 再生紙の利用
- ディスクロージャー誌の植物インキ使用



気候変動に具体的な対策を

- カーボンオフセット通帳 ●クールビズの実施
- エコ商品ノベルティ ●ペーパーレス化



陸の豊かさも守ろう

- ディスクロージャー誌のFSC®認証製品使用



平和と公正をすべての人に

- お客さま本位の業務運営
- マネロン・テロ資金供与対策におけるリスク管理態勢の強化
- 出金機能の一部利用制限等特殊詐欺被害防止への取組み



パートナーシップで目標を達成しよう

- 地方自治体、商工会議所等との連携協定
- 一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会との連携による専門家派遣
- 兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県信用保証協会との連携による中小企業の経営力向上、経営改善支援

地域・社会貢献活動およびトピックス

けんしんは、地域金融機関として、CSR*を果たすための活動に積極的に取組んでいます。

*CSR=Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)

トピックス

包括地域連携協定締結



令和3年8月17日、三田市の地域社会の発展と地域経済の活性化および市民サービスの向上を目的に、三田市と包括連携協定を締結いたしました。



令和4年2月15日、丹波市と当組合が相互の資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協働による活動を推進し、地方創生の実現につなげることを目的に、丹波市と包括連携協定を締結いたしました。

「がんばろうひょうご組合員応援プロジェクト」の実施



新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少となっている組合員の方々を応援するため、令和3年8月より、販売促進に向けたPRの場の提供および売上増加のお手伝いをさせていただく「がんばろうひょうご組合員応援プロジェクト」をスタートしました。

令和4年4月から、第3回目のプロジェクトを9月30日まで実施しております。

プロジェクトでは、地元の食材を活かしたアイデア商品や地元の方々から親しまれているメニュー等自慢の商品を特典等とともにご紹介しています。

高等学校用教材への当組合預金商品の掲載



令和4年度高等学校用教材「最新図説公共」(株式会社浜島書店)に当組合預金商品「子育て応援定期預金」が掲載されました。金融自由化により登場した商品の例として掲載していただきました。

地域・社会貢献活動に関する取組み

けんしんでは、平成11年より継続してベルマーク等の収集およびボランティア団体等へ寄贈活動を行っています。



ベルマーク等 収集・寄贈

「しんくみピーターパンカード」ご利用にかかる基金贈呈

令和4年3月、「しんくみピーターパンカード」利用にかかる基金を「三木市立三木特別支援学校」と「三田市立ひまわり特別支援学校」へ各435,000円、計870,000円を贈呈し、三木特別支援学校においては遊具・タブレット(4台)等、ひまわり特別支援学校においてはタブレット(9台)等の購入に活用されました。

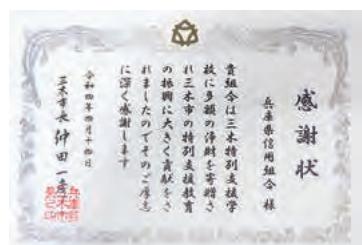
当組合では、平成14年から、年1回、県下の障がい児支援施設や特別支援学校等へ寄付活動を継続して行っており、今回で21回目、累計寄贈額は、約1,283万円となりました。



三木市立三木特別支援学校へ寄贈



三田市立ひまわり特別支援学校へ寄贈



自治体等からの感謝状

環境への取組み

けんしんでは、環境への取組みとして、一人ひとりが環境問題への意識を高く持つことで、エコ活動に積極的に取組んでいます。

環境活動への継続参加・実施

各支店では、始業までの時間などを利用した店舗周辺清掃や地域で開催される美化活動に参加し、環境保全に努めています。



CO₂削減に向けた取組み

平成26年度から温室効果ガス排出量削減に取組む「Fun to Share」に参加しています。

けんしんでは、エアコンの温度調節や営業時間外のロビー消灯などによる節電、カーボンオフセット通帳や環境に配慮したエコ製品を粗品に導入するなど、CO₂削減に向けた取組みを行っております。



地域密着型金融推進計画への取組み

平成15年4月以降、4年間にわたるアクションプログラムにおいて、地域密着型金融の推進を図り、実効性のある取組みを実践してきました。平成19年度からは、年1回その取組み状況を公表することとしており、令和3年度においても、「取引して良かったと喜んでいただけるコミュニティバンク」をビジョンとし、引き続きこれらの機能強化を図るとともに、中小・地域金融を巻き環境の変化に対する適切な対応により、期待される役割を果たせるよう、以下の重点課題に取組みました。

顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析

① 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析とライフステージの見極め

企業概況表(事業性評価シート)の作成により、顧客企業の経営目標や経営課題の把握・分析に努めており、企業概況表作成件数は1,659件となっています。また、職員の目利き能力向上に向けた研修として、中小企業基盤整備機構の専門家を講師として、WEBによるコンサルティング能力向上研修を実施しました。

② 顧客企業による経営目標や課題の認識・主体的な取組みの促進

事業計画の策定を勧め、次の計画策定支援を行いました。

経営力向上計画8件、先端設備等導入計画24件、事業継続力強化計画81件、経営革新計画2件、ものづくり補助金13件、事業再構築補助金94件

(2) 最適なソリューションの提案

① 顧客企業のライフステージに応じたソリューションの取組み

ア 創業・新事業資金に対する積極的な融資の取組みを行い、「創業・新事業支援融資」にかかる令和4年3月末実績は、19件104百万円となりました。
また、創業に役立つ情報をメールマガジンにて情報提供しました。

イ 経営改善が必要な顧客企業に関して、税理士等の認定支援機関の関与による経営改善支援センター事業を利用した経営改善計画策定支援について4件同意し、合計23件となりました。
また、兵庫県信用保証協会が事務局となっている経営サポート会議については、今年度2先について関与し、合計78先となりました。

なお、令和3年度経営サポート保証の令和4年3月末実績は、4件89百万円となりました。

(3) 中小企業に適した資金供給

① 担保・保証に必要以上に依存しない融資

当組合独自の融資商品を積極的に推進した結果、以下の実績を収めることができました。

ア 財務内容を重視した無担保・無保証による融資商品「サポートローン」の推進
49件825百万円の融資実績となりました。

イ ひょうご中小企業技術・経営力評価制度を活用した、当組合独自の融資制度「技術・経営力評価融資」の推進
5件95百万円の融資実績となりました。

② 経営者保証に関するガイドラインの活用

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した取組みを行い、合計114先(うち今年度実績21先)となりました。

(4) 顧客企業等との協働によるソリューションの実行 および進捗状況の管理

顧客企業の中から特に成長可能性や経営改善が見込まれる企業612先を支援先に選定し、ソリューションの提案や協働による実行に加え、継続的なモニタリングやソリューションの見直しを行いました。

経営改善支援等の取組み実績

【令和3年4月～令和4年3月】

(単位:先数)

| 債務者区分 | 期初債務者数A | うち経営改善支援取組み先α | aのうち期末に債務者区分がランクアップした先β | aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ | aのうち再生計画を策定した先δ | 経営取組み数a | 改善率A | ランクアップ率β/a | 再生計画策定率δ/a |
|-----------------|---------|---------------|-------------------------|------------------------|-----------------|---------|------|------------|------------|
| 正常先 ① | 3,262 | 41 | | 32 | 3 | 1.2% | | | 7.3% |
| 要燃先 うちその他要注意先 ② | 1,600 | 148 | 5 | 140 | 62 | 9.2% | 3.3% | 41.8% | |
| うち要管理先 ③ | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 破綻懸念先 ④ | 218 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0.9% | 0.0% | 50.0% | |
| 実質破綻先 ⑤ | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 破綻先 ⑥ | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 小計(②～⑥の計) | 1,923 | 150 | 5 | 142 | 63 | 7.8% | 3.3% | 42.0% | |
| 合計 | 5,185 | 191 | 5 | 174 | 66 | 3.6% | 2.6% | 34.5% | |

(注) 1. 期初債務者数及び債務者区分は令和3年4月当初の債務者数です。

2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでいません。

3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含みますがβに含んでいません。

4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでいます。

5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。

6. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含んでいません。

7. γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。したがって、期中に完済した債務者はγに含んでいません。

8. みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。

9. 「再生計画を策定した先数δ」は、aのうち「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」、「RCCの支援決定先」、「当組合独自の再生計画策定先」の合計先数です。

○ 経営改善支援取組み先の定義について

経営改善支援取組み先とは、平成15年6月20日付金監第2059号「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出について等において示しているところ、取引先企業(個人事業主を含みます。なお、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。)のうち、通常の融資管理の強化等に止まらず、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし(注1)、例えば、下記のような取組みを行っている先をいいます。

① 当組合がコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った取引先

② 当組合から人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先

③ 当組合が紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等)が業務再構築等の助言を行った取引先

④ プリバッジ型事業再生(民事再生法等の活用)(注)および私的整理ガイドライン手続きの中で再生計画等の策定に関与した取引先

(注)再生型的整理(民事再生法、会社更生法等)において譲決権行使をしたに過ぎない場合は含まれない。

⑤ 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先

⑥ 企業再生に当たり、デットエクイティスワップ(DES)、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先

⑦ 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先

⑧ 中小企業活性化協議会等と連携し当組合が再生計画の策定に関与した取引先

(注1)位置付けを明確にするとは、各金融機関がその経営の実態に応じて、例えば、①経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先とする、あるいは、②本部と営業店が連携して支援を行うこととしている対象先等、経営改善支援の対象であることについて客観的な裏付けがある先とします。

(注2)単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改、回収強化等は経営改善支援取組み先には含めません。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み

当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、下記のとおり貸出条件の変更等や円滑な資金供給に努めることについて、何ら変わりはございません。

記

1. 中小企業者の既往の貸出金にかかる貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応

当組合で事業資金をご利用の中小企業者のお客さまが、業況不振による倒産・廃業、受注の減少や売上げ減少による減収など、不安定な経済情勢の影響等によりご返済が困難となった場合には、当組合のお取引営業店の「金融円滑化相談窓口」等において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 既往の住宅ローン取引にかかる貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応

当組合で住宅ローンをご利用のお客さまが、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向等による減収によりご返済が困難となった場合には、当組合のお取引営業店の「金融円滑化相談窓口」等において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

3. 貸出条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備

- (1) 当組合は、お客さまからの貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸出条件の変更等にかかる情報を集約し、貸出条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存いたします。
- (2) 融資部において、お客さまからの貸出条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握いたします。
また、関係各部署において、貸出条件の変更等のお申込み・ご相談にかかる情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸出条件の変更等を行ったお客さまの進捗状況や貸出条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導および経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客さまの利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、すみやかに理事会に報告し、問題解決、再発防止に努めてまいります。

4. 他の金融機関等との緊密な連携関係の構築

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸出条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客さまのご要望に基づき、情報共有の同意をいただいたうえで守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、兵庫県信用保証協会、住宅金融支援機構、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR、中小企業活性化協議会等間で相互に貸出条件の変更等にかかる情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客さまへの説明態勢の充実

当組合は、お客さまからの貸出条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの知識、経験および財産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客さまのライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

以上

中小企業の経営力強化および地域活性化のための取組みの状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域密着型金融の取組みを主体として、これまで以上に地域創生に積極的に取組むとともに、認定経営革新等支援機関として、コンサルティング機能を一層発揮し、取引先の皆さまの様々な経営課題の解決を図り経営力強化に資する取組みに努めてまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合が、企業の課題解決に迅速かつ効果的に取組み、取引先との信頼関係強化と地域貢献、取引先の業況改善および成長・発展のサポートを図るために、平成25年度より、融資部に経営支援の中心的役割を担う「経営支援室」を設置し、平成29年度には、取引先の皆さまのもとを訪問し経営課題の解決をお手伝いさせていただく「ビジネスソポーター」を経営支援室に配置しましたが、平成30年7月には「経営支援室」を融資部より分離独立させ「地域支援部」を創部し、経営支援の更なる充実を図っています。

また、様々なライフステージにある取引先企業に最適なソリューションを提供すべく、兵庫県中小企業団体中央会をはじめとする外部支援機関等との連携を以下のとおり積極的に取組んでいます。

一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会との業務委託契約の締結による専門家派遣

日本政策金融公庫との連携商品「けんしん創業・第二創業サポートローン」取扱い

(株)商工組合中央金庫神戸支店との包括保証契約の締結による「兵庫県地域金融支援保証制度」取扱い

兵庫県中小企業団体中央会、兵庫県信用保証協会と中小企業の経営力向上、経営改善支援に関する連携協定を締結

中小企業の経営支援に関する取組み状況

しっかりや中央会としての取組み

当組合は、「地域密着型金融推進計画」に“顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮”を掲げ、中小企業支援に向けた一層の推進を図るため、「兵庫県中小企業団体中央会」と連携した「しっかりや中央会」としての取組みとして、情報提供事業、販路拡大支援事業、経営相談事業等を行っています。

(1) 情報提供事業

各種展示商談会の案内

- ・兵庫県の特産加工品をPR・販売する「ひょうご特産品フェア2021」等の展示商談会開催の有益な情報を提供し、4先が出展しました。

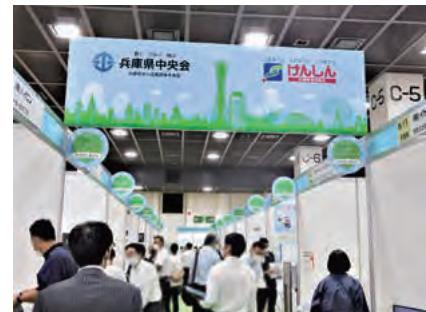
(2) 販路拡大支援事業

ビジネスマッチング支援の取組み

- ・地域の中小企業の販路拡大支援の取組みとして、令和3年度も9月に開催された西日本最大級の見本市である「国際フロンティア産業メッセ」の出展支援を実施し、7先が出展しました。

(3) 経営相談事業

経営相談事業については53件の相談に応じ、営業店の担当者が「しっかりや中央会」コーディネーター（中小企業診断士等）と訪問し、高度・専門的な支援課題に対応するとともに、同行した担当者の支援能力向上にも繋がりました。



経営革新等支援機関としての取組み

当組合は、経営革新等支援機関として事業計画の策定支援や各種経営相談等に対応し、取引先の経営改善や成長のお手伝いをさせていただいている。

(1) 経営力向上計画策定支援

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画については、8件の策定支援をさせていただき関係省庁より計画が認定されました。

(2) 先端設備等導入計画策定支援

生産性向上特別措置法において支援策が措置された先端設備等導入計画についても策定支援をさせていただき、24件が市町村より認定されました。

(3) 事業継続力強化計画

平成31年度から経済産業省が認定を開始した事業継続力強化計画については、81件を策定支援させていただき認定されました。



けんしんキャラクター
ホッピー

取引先企業のライフステージに応じた支援の取組み

1. 成長段階の企業に対する支援

(1)販路開拓支援

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により売上減少となっている組合員の方々を応援するため、「がんばろうひょうご組合員応援プロジェクト」を実施しました。

地元の食材を活かしたアイデア商品や地元の方々から親しまれているメニュー等自慢の商品を特典等とともにご紹介しており、72先を掲載させていただきました。

(2)経営相談対応

- ・兵庫県よろず支援拠点等を活用した経営相談の取組み
経営相談対応件数 86件
- ・兵庫働き方改革推進支援センターとの連携による雇用や労務にかかる相談対応として、共催での相談会を開催し、67件の相談対応を実施しました。

(3)補助金申請支援

- ・ものづくり補助金申請支援 12件採択
- ・事業再構築補助金申請支援 41件採択

(4)外部機関の活用

- ・(公財)ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」にかかる技術・経営力評価報告書取得支援取得企業 18先

2. 経営改善や事業再生、事業承継等を必要とする企業

- (1)兵庫県信用保証協会を事務局とする経営サポート会議への関与 2先

- (2)兵庫県中小企業活性化協議会と連携した事業再生支援の取組み
支援同意先 11先

- (3)事業承継支援の取組み
事業承継診断実施件数 262件
事業承継計画策定件数 74件

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を行った際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。令和1年12月には「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」にかかる対応が公表されており、事業承継に際して主たる債務者、保証人および当組合において本特則を活用し、経営者保証に依存しない融資の一層の実現と円滑な事業承継が行われるよう取組み推進を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用にかかる取組み事例(令和3年度)

1. 主債務者および保証人の状況、事案の背景等

- ・令和2年2月：民法改正を踏まえた経営者保証ガイドラインの取組方針
- ・令和2年3月：「民法改正に伴う事務手続きについて」本部より営業店あて通達を発信
- ・令和2年4月：事業承継ガイドライン特則の適用開始
- ・令和3年4月：改正民法施行以降、原則、第三者保証人の連帯保証を求めないことを明文化
- ・令和4年3月：営業店事務取扱要領「融資編」の改定作業に着手

2. 取組み内容

- ・事業承継時に経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として二重徴求を禁止することとしました。また、事業承継にかかる「経営者保証ガイドライン」の特則を遵守することとし、部店長会等において部店長へ伝達し、周知徹底を図り積極的に取組みするよう指示しました。
- ・営業店の事務取扱いについて、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った取組みを視野に、融資時における連帯保証人の取扱い方針を改正することとします。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

(単位:件、%)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|-------|-------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 1,582 | 1,020 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(%) | 13.26 | 12.09 |
| 保証契約を解除した件数 | 7 | 1 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る) | 0 | 2 |

(注)新規に無保証で融資した件数には自組合預金積金担保によるもの、および信用保証協会保証による無保証人融資が含まれています。

地域の活性化に関する取組み状況

自治体との連携協定の締結

互いの資源を活かした協働による活動を推進し、緊密な相互連携により、市民サービスの向上および地域の一層の活性化を図ることを目的として、次の自治体と連携協定を締結しています。

- ・丹波篠山市、多可町、西脇市、加東市、たつの市、加西市、三木市、小野市および小野商工会議所、三田市、丹波市(締結日順)

金融仲介機能のベンチマーク

当組合では、「取引して良かったと喜んでいただけるコミュニティバンク」を目指し、お取引先に対するコンサルティング機能を一層発揮し、地域密着型金融の推進に取組んでいます。

地域内の人団減少や経済縮小が懸念されるなか、「金融仲介機能のベンチマーク」を積極的に活用し、金融仲介の質を高め、さらなる地域の成長・発展に貢献できるよう努めてまいります。

また、活用したベンチマーク指標や計数は定期的にお客さまに開示し、十分な情報提供に努めてまいります。

※各項目の定義については、当組合の基準により作成しています。

※採用するベンチマークの項目や計数については、取組み施策の優先度合いや定義の見直し等により今後変動する場合があります。

※金融仲介機能のベンチマークとは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁から公表されたものです。

共通ベンチマーク

◆取引先企業の経営改善や成長力の強化

- 金融機関がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数はグループベース。以下断りがなければ同じ）、及び、同先に対する融資額の推移

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:社、億円) | | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:億円) |
|--------------|---------|---------|---------|-----------|---|---------|---------|---------|---------|
| メイン先数 | 1,810 | 1,901 | 1,959 | | 経営指標等が改善した先に 係る3年間の事業年度末の 融資残高の推移 | 834 | 840 | 918 | |
| メイン先の融資残高 | 1,075 | 1,273 | 1,334 | | | | | | |
| 経営指標等が改善した先数 | 1,273 | 1,241 | 1,316 | | | | | | |

◆取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

- 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:社) |
|--------------------------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 中小企業の条 件変更先に係る 経営改善計画 の進捗状況 | 条変总数 好調先 順調先 不調先 | 630 105 168 357 | 566 92 151 323 | 580 93 121 366 |

- 金融機関が関与した創業、第二創業の件数

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:件) |
|-----------------|---------|---------|---------|--------|
| 金融機関が関与した創業件数 | 25 | 8 | 15 | |
| 金融機関が関与した第二創業件数 | 8 | 0 | 2 | |

- ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）、及び、融資額

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:社) |
|-------------------|---------|---------|---------|--------|
| ライフステージ別 の与信先数 | 全与信先 | 4,902 | 5,094 | 5,065 |
| | 創業期 | 206 | 222 | 236 |
| | 成長期 | 265 | 269 | 346 |
| | 安定期 | 3,679 | 3,876 | 3,603 |
| | 低迷期 | 134 | 164 | 323 |
| | 再生期 | 618 | 563 | 557 |

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:億円) |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| ライフステージ別 の与信先数 | 全与信先 | 2,031 | 2,250 | 2,296 |
| | 創業期 | 70 | 81 | 81 |
| | 成長期 | 144 | 171 | 198 |
| | 安定期 | 1,476 | 1,637 | 1,591 |
| | 低迷期 | 41 | 59 | 122 |
| | 再生期 | 298 | 300 | 302 |

◆担保・保証依存の融資姿勢からの転換

- 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:社) |
|---|---------|---------|---------|--------|
| 事業性評価に基 づく融資を行って いる与信先数及 び融資残高 | 先数 | 1,447 | 1,375 | 1,347 |
| | 融資残高 | 1,238 | 1,295 | 1,283 |

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:%) |
|--|---------|---------|---------|--------|
| 左記計数の全与 信先数及び当該 与信先の融資残 高に占める割合 | 先数 | 29.5 | 27.0 | 26.6 |
| | 融資残高 | 61.0 | 57.6 | 55.9 |

独自のベンチマーク

◆インターネット活用によるビジネスマッチング

- インターネットに取引先の各種ニーズ情報を掲載し、ビジネスマッチングに結びつけた件数

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | (単位:件) |
|---------------|---------|---------|---------|--------|
| 取引先ニーズ掲載件数 | 213 | 172 | 459 | |
| ビジネスマッチング成約件数 | 18 | 52 | 157 | |

選択ベンチマーク

◆地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

- ・メイン取引(融資残高1位)先数の推移、及び、全取引先数に占める割合(先数単体ベース)

(単位:社、%)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| メイン取引(融資残高1位)先数の推移 | 1,810 | 1,901 | 1,959 |
| 全取引先数に占める割合 | 36.5 | 37.0 | 38.3 |

◆事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

- ・地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合(先数単体ベース)

(単位:社、億円、%)

- ・経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合

(単位:社、%)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | |
|---|-------------|---------|---------|-------|-------------------------------------|---------|---------|-------|
| 地元の中小企業融資における無担保融資先数(先数単体ベース)、及び無担保融資額の割合 | 地元中小与信先数① | 4,663 | 4,853 | 4,819 | 経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合 | 4,902 | 5,094 | 5,065 |
| | 地元中小向け融資残高② | 1,788 | 2,014 | 2,043 | ガイドライン活用先数② | 1,258 | 1,582 | 1,635 |
| | 無担保融資先数③ | 930 | 529 | 512 | ②/① | 25.6 | 31.0 | 32.3 |
| | 無担保融資残高④ | 659 | 500 | 499 | | | | |
| | ③/① | 19.9 | 10.9 | 10.6 | | | | |
| | ④/② | 36.9 | 24.8 | 24.4 | | | | |

◆本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

- ・本業(企業価値の向上)支援先数、及び、全取引先数に占める割合

(単位:社、%)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|---------|---------|---------|---------|
| 全取引先数① | 4,950 | 5,129 | 5,102 |
| 本業支援先数② | 231 | 191 | 333 |
| ②/① | 4.6 | 3.7 | 6.5 |

- ・ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合

(単位:社、%)

(単位:億円、%)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | | |
|-------------------------------|--------------|---------|---------|-------|---|---------|---------|-------|-------|
| ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合 | 全取引先① | 4,950 | 5,129 | 5,102 | ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合 | 全取引先① | 2,031 | 2,250 | 2,296 |
| | ソリューション提案先数② | 397 | 511 | 502 | ソリューション提案先数② | 206 | 361 | 341 | |
| | ②/① | 8.0 | 9.9 | 9.8 | ②/① | 10.1 | 16.0 | 14.8 | |

- ・創業支援先数(支援内容別)

(単位:社)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | |
|--|------------|---------|---------|----|
| 創業支援先数(支援内容別) ①創業計画の策定支援 ②創業期の取引先への融資(プロパーと信用保証付きの区別) ③政府系金融機関や創業支援機関の紹介 ④ベンチャー企業への助成金・融資・投資 | 支援① | 5 | 3 | 9 |
| | 支援②(プロパー) | 7 | 0 | 3 |
| | 支援②(信用保証付) | 18 | 8 | 12 |
| | 支援③ | 0 | 0 | 0 |
| | 支援④ | 0 | 0 | 0 |

- ・事業承継支援先数

(単位:社)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|----------|---------|---------|---------|
| 事業承継支援先数 | 223 | 98 | 45 |

◆人材育成

- ・取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、研修等への参加者数、資格取得者数

(単位:回、人)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 | |
|--|---------|---------|---------|-----|
| 取引先の本業支援に関連する研修等の実施回数、同研修等への参加者数、及び同趣旨の取組みに資する資格取得者数 | 研修実施回数 | 4 | 3 | 6 |
| | 参加者数 | 206 | 153 | 310 |
| | 資格取得者数 | 207 | 198 | 207 |

◆外部専門家の活用

- ・外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

(単位:社)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数 | 139 | 126 | 167 |

◆他の金融機関及び中小企業支援施策との連携

- ・REVIC、中小企業活性化協議会の利用先数

(単位:社)

| | 令和2年3月末 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|-----------------------|------------|---------|---------|
| REVIC、中小企業活性化協議会の利用先数 | REVIC | 0 | 0 |
| | 中小企業活性化協議会 | 4 | 10 |

総代会

1. 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。組合員の意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権があり、総会を通じて組合の経営に反映されることとなります。当組合の組合員数は58千名を超えており、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令ならびに定款に基づき、総会に代わる“総代会”制度を採用しています。総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。したがって総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

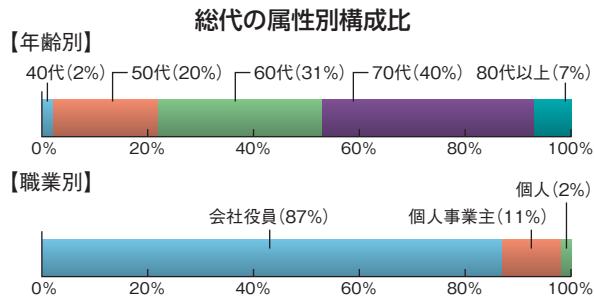
2. 総代の任期・定数および選出方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は100人以上130人以内で、理事会において選挙区ごとに定められています。

(2) 総代の選出方法

- ・総代は総代選挙規程の定めるところにより、選挙区ごとにその選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出されます。



3. 総代氏名

総代総数120名/令和4年6月末現在/順不同、敬称略/氏名の後の数字は総代就任回数

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 阪 神 | 石原 勉 | 9 | 本岡 真 | 6 | 大西 國義 | 5 | 坊垣嘉壽也 | 5 | 村上 功 | 4 | 船引 千廣 | 3 | 鈴木 泰一 | 3 | 明澤 邦壽 | 5 |
| | 平尾 和輝 | 3 | 池 恵二 | 3 | 藤原 英昭 | 3 | 宮川 京吾 | 3 | 長谷川善隆 | 3 | 岡田 良平 | 1 | 田中 照秀 | 5 | 木村 元司 | 3 |
| | 日和 貞雄 | 2 | 八木 弘 | 1 | 松田 順治 | 6 | 田窪 和行 | 4 | 大久保基三 | 3 | 泊 浩幸 | 3 | 永瀬 文雄 | 1 | 木田 佳文 | 9 |
| | 細井 嘉和 | 7 | 鷺尾 慎一 | 3 | 栗須 勝夫 | 3 | 伊藤 泰博 | 3 | 秋澤 昌範 | 13 | 藤原 清孝 | 5 | 南 榮治 | 3 | 藤井 敏行 | 3 |
| 東 播 | 中田 利明 | 3 | 梶浦 正弘 | 3 | 内藤 芳光 | 2 | 織田 貴洋 | 1 | 岡田 英彦 | 9 | 堀口 勝重 | 5 | 有馬 英一 | 4 | 藤原 康雄 | 3 |
| | 中井 宏明 | 10 | 松井 英樹 | 9 | 田村 彰敏 | 5 | 宮脇 昌司 | 5 | 山本 一郎 | 4 | 柳田 吉亮 | 3 | 土井 嘉彦 | 3 | 河合 孝治 | 2 |
| | 山本 直樹 | 1 | 長谷川雅光 | 1 | 井澤 文男 | 16 | 藤原 龍三 | 6 | 神田 啓三 | 3 | 森 幹雄 | 3 | 赤瀬 伸 | 2 | 歯朵 由美 | 1 |
| | 片岡 徹 | 10 | 来住 泰幸 | 6 | 生田 弘之 | 5 | 藤岡 幹生 | 4 | 村上 典正 | 2 | 園田 純也 | 2 | 竹内 俊行 | 1 | 門脇 紀博 | 5 |
| | 藤田 和男 | 4 | 數原 宏幸 | 3 | 有延 義司 | 9 | 柴田 憲生 | 3 | 近藤 光雄 | 3 | 藤阪 光一 | 2 | 足立 達明 | 1 | 竹内 裕児 | 1 |
| | 戸田 通博 | 4 | 吉田 保昭 | 3 | 五百藏満弘 | 1 | 木田 宗浩 | 1 | 久野 大介 | 1 | 小田 育 | 11 | 大西 道憲 | 9 | 浅田 昇 | 6 |
| | 高井 義隆 | 3 | 志方 康雄 | 2 | 藤原 久夫 | 1 | 橋爪 義之 | 1 | | | | | | | | |
| | 西 播 | 永井 敬裕 | 9 | 井上 芳憲 | 8 | 江川 和男 | 4 | 星長 彰 | 3 | 松原 邦彦 | 2 | 横田 靖彦 | 4 | 福崎 勝之 | 4 | 富永 卓男 |
| 摂 丹 但 馬 | 竹内 稔 | 3 | 松本 良三 | 3 | 武内 憲章 | 2 | 横山 武三 | 1 | 喜多村 敏 | 3 | 木南 一志 | 2 | 緒方 宏紀 | 1 | | |
| | 福岡 正隆 | 5 | 作田 善司 | 4 | 内田 知洋 | 3 | 長谷川 実 | 2 | 吉田 浩三 | 2 | 松原 正武 | 2 | 中野 正則 | 6 | 今西 俊郎 | 3 |
| | 狩場 一龍 | 3 | 田中 義治 | 2 | 田中 克一 | 1 | 土谷 孝夫 | 5 | 川口 武 | 3 | 緒方 郁俊 | 3 | 仙賀 俊輝 | 3 | 中山 弘樹 | 2 |
| | 袖長 茂 | 10 | 植村 守 | 5 | 岩佐 卓朗 | 3 | 岡本 慎二 | 3 | 西浦 辰司 | 1 | | | | | | |

4. 総代会の議事内容

令和4年6月23日開催の第71回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

(1) 報告事項

第71期事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 第71期剰余金処分案承認の件

第2号議案 第72期事業計画および収支予算案承認の件

第3号議案 組合員除名の件



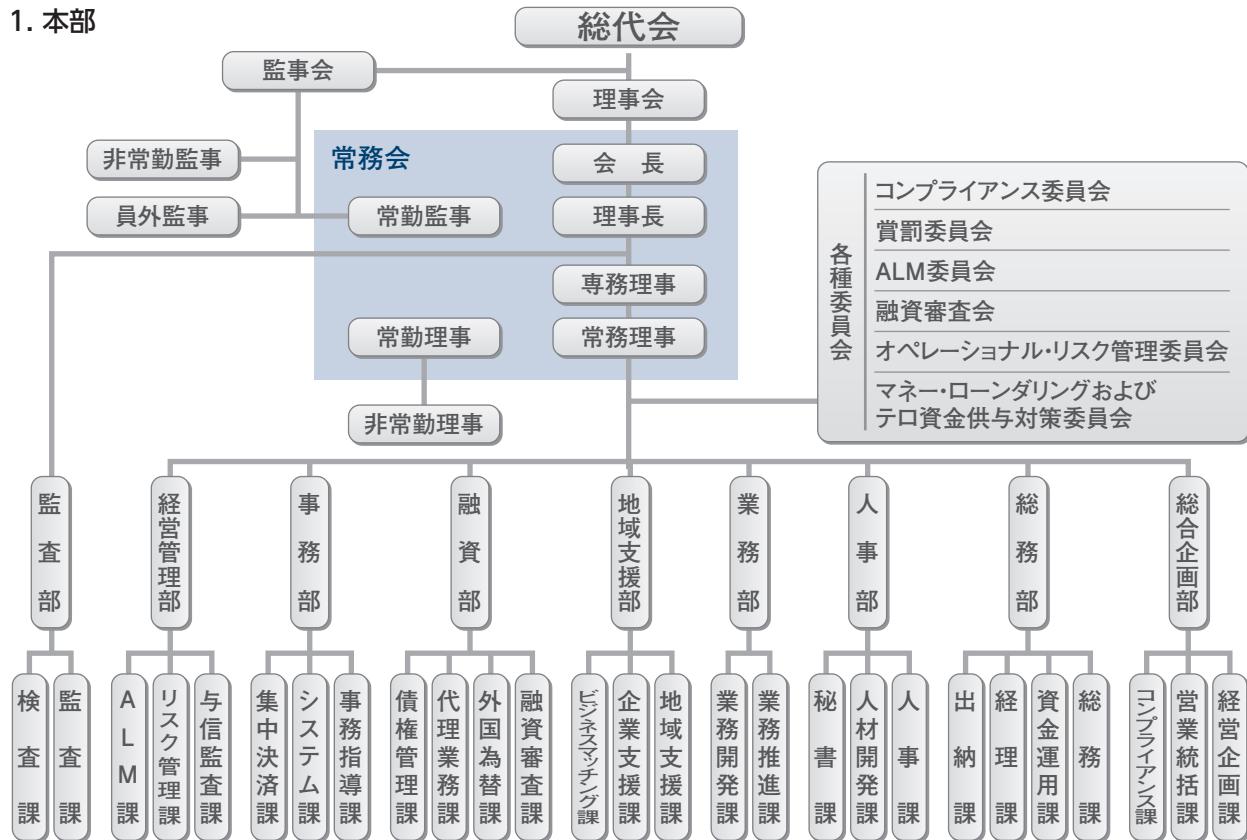
第71回通常総代会

けんしんのあゆみ

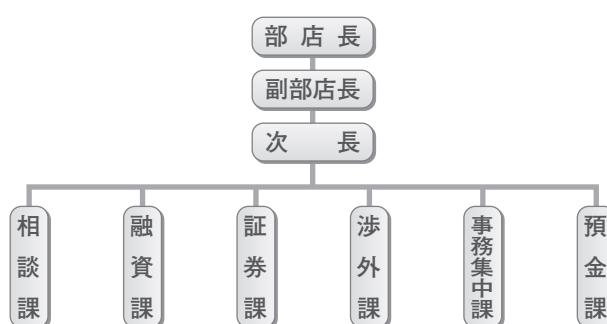
| | | | |
|----------|----------------------------------|-----------|------------------------|
| 昭和26年 3月 | 兵庫県商工信用組合を神戸市生田区(現中央区)栄町通4-22に設立 | 昭和59年 2月 | 本部棟、新築移転 |
| | 初代組合長に細田忠治郎が就任 | 平成 4年 4月 | 業界初、日本銀行歳入復代理店事務取扱開始 |
| 昭和26年12月 | 第2代理事長に日本銀行出身の中野正人が就任 | 平成 7年 5月 | 第4代理事長に村上正が就任 |
| 昭和34年 6月 | 全国信用協同組合連合会に加入 | 平成 9年 11月 | 阪神労働信用組合より事業譲り受け |
| 昭和37年 9月 | 本店を神戸市生田区(現中央区)栄町通3-22に移転 | 平成10年 11月 | 神戸手形交換所加盟、業界初の手形直接交換開始 |
| 昭和46年 6月 | 第3代理事長に日本銀行出身の龍治紀男が就任 | 平成11年 6月 | 第5代理事長に和泉吉俊が就任 |
| 昭和58年11月 | 名称変更し、兵庫県信用組合となる | 平成15年 6月 | 第6代理事長に末廣安治が就任 |

組織図

1. 本部



2. 営業店



●役員一覧

| | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|----|-------|------|-------|
| 会長 | 土肥 貴弘 | 常勤理事 | 長谷川 功 | 理事 | 山本 博 | 常勤監事 | 藤本 吉英 |
| 理事長 | 橋爪 秀明 | 常勤理事 | 竹内 博之 | 理事 | 竹本 昌弘 | 監事 | 清水 義博 |
| 専務理事 | 足立 博紀 | 常勤理事 | 長濱 孝明 | 事務 | | 員外監事 | 小林 英明 |
| 常務理事 | 田口 祐二 | | | | | | |

令和4年6月末現在

※当組合は、職員出身者以外の理事2名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

平成16年4月 確定拠出年金制度導入(日本版401k)
 平成16年5月 信用組合全国共同オンラインシステムへ移行
 平成16年12月 西脇市立西脇病院に店外ATMを設置
 平成17年11月 多可郡多可町指定金融機関に指定
 平成19年9月 業界初、日本銀行と代理人取引開始
 平成20年6月 第7代理事長に森下章が就任
 平成23年6月 第8代理事長に野崎弘が就任

平成25年2月 でんさいネット取扱開始
 平成26年3月 地域密着型金融に関する取組みにつき近畿財務局から顕彰
 平成28年6月 第9代理事長に土肥貴弘が就任
 平成29年4月 新本店(本部・営業部)竣工
 令和3年3月 創立70周年
 令和4年6月 第10代理事長に橋爪秀明が就任

業務のごあんない

(令和4年6月末現在)

預金商品

| 種類 | 商品内容 | お預入期間 | お預入金額 |
|---------------------------|--|-----------------|-----------------------------------|
| 総合口座 | 1冊の通帳で普通預金に担保として定期預金をセットし必要な時には担保預金の90%、最高200万円まで自動的にご融資が受けられます。決済用預金として無利息型もご利用いただけます。(個人の方専用) | いつでも出し入れ自由 | 1円以上 |
| 普通預金 | 給与・年金などの自動受取・公共料金・保険料などの自動支払をはじめ日常のお財布代わりにご利用可能です。決済用預金として無利息型もご利用いただけます。 | | |
| 貯蓄預金 | 普通預金同様いつでも出し入れ自由。なお、給与・年金のお受取り・公共料金の自動支払はご利用できません。(個人の方専用) | | |
| 当座預金 | 会社や商店がお取引上のお支払いに、小切手・手形をご利用いただけますので資金管理ができ便利で安心です。 | | |
| 通知預金 | 短期的にまとまった資金の運用に便利です。お引出しへなる2日前までにご連絡が必要です。 | 7日以上 | 1万円以上 |
| 納税準備預金 | 納税資金の計画的な積立にご利用いただく預金で、お利息は非課税です。 | 納税時に引出し | 1円以上 |
| 定期預金 | スーパー定期預金 1,000万円未満の余裕資金の運用に最適です。 個人の方のみ複利型もお取扱いできます。 | 1ヵ月以上 5年以内 | 100円以上 |
| | 子育て応援定期預金 満18歳未満のお子さまを持つ保護者の方限定、普通預金の口座をお持ちの方でお子さまが1人の場合0.15%、2人の場合0.20%、3人以上の場合0.25%各々店頭金利に上乗せしてお預りします。(取扱期限:令和5年3月31日まで) | 1年 | 10万円以上 300万円以下 (一世帯300万円限度) |
| | 悠々定期預金 公的年金等をけんしんでお受取りの方に対し、スーパー定期預金店頭金利に0.17%上乗せしてお預りします。(取扱期限:令和5年3月31日まで) | 1年 | 100円以上1,000万円以内 (お一人1,000万円限度) |
| | ATM定期預金 ATMでお預けいただくと、店頭金利に所定の利率を上乗せしてお預りします。1回の預入限度額は200万円、お一人の預入限度額は1,000万円以内です。 | 1ヵ月以上 5年以内 | 100円以上 (お一人1,000万円限度) |
| 大口定期預金 | 1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適な預金です。 | 1ヵ月以上 5年以内 | 1,000万円以上 |
| 変動金利定期預金 | お預入時に約定した金利が6ヵ月ごとに見直される預金です。 個人の方のみ複利型もお取扱いできます。 | 1年以上 3年以内 | 100円以上 |
| 期日指定定期預金 | お利息は1年ごとの複利計算で、1年据置後は1ヵ月前に満期日の指定ができる、預金の一部(1万円以上千円単位)でも払出ができる定期預金です。(個人の方専用) | 最長3年 (1年据置) | 100円以上 300万円未満 |
| ステップアップ定期預金 (定額複利定期預金) | お利息は6ヵ月ごとの複利計算で預入期間に応じた利率が適用される定期預金です。(個人の方専用) 6ヵ月据置後は、預金の一部(1万円以上千円単位)でも払出ができます。 | 最長5年 (6ヵ月据置) | 100円以上1,000万円以内 (お一人1,000万円限度) |
| 退職金特別定期預金 | 退職金受取日から1年以内で満50歳以上の方 組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.20%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.15%上乗せしてお預りします。 非組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.15%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.10%上乗せしてお預りします。 ※金利の上乗せは初回預入時のみ適用、自動継続時は預入期間に応じた店頭表示金利が適用されます。(取扱期限:令和5年3月31日まで) | 6ヵ月 1年 | 10万円以上 退職金のお受取額まで |
| 相続定期預金 | 被相続人名義の預金を1年以内に相続された方 組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.20%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.10%上乗せしてお預りします。 非組合員の方は預入期間6ヵ月の場合店頭金利に0.15%上乗せ、1年の場合店頭金利に0.05%上乗せしてお預りします。 ※金利の上乗せは初回預入時のみ適用、自動継続時は預入期間に応じた店頭表示金利が適用されます。(取扱期限:令和5年3月31日まで) | 6ヵ月 1年 | 10万円以上 相続された預金の金額まで |
| 定期積金 | 事業の拡張資金・財産形成(住宅の新築・増改築資金)・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。 | 1年以上 5年以内 | 1,000円以上 |
| すぐそく定期積金 | 満18歳未満のお子さまを持つ保護者の方限定、普通預金の口座をお持ちの方には店頭金利に0.20%上乗せしてお預りします。(普通預金口座からの自動振替契約扱い) (取扱期限:令和5年3月31日まで) | 3年 5年 | 5,000円以上 |
| 財形預金 | 財形年金預金 将来の年金としてお受取りいただくための預金です。 財形住宅預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。 | 5年以上 | 1,000円以上 |
| | 財形住宅預金 住宅取得および増改築資金づくりに適した預金です。 財形年金預金と合算で、元金550万円までお利息は非課税です。 | 5年以上 | 1,000円以上 |
| | 一般財形預金 貯蓄目的は自由な預金ですが、課税扱いになります。 | 3年以上 | 1,000円以上 |

代理業務一覧

- 日本銀行歳入復代理店
- 全国信用協同組合連合会代理店
- 株式会社日本政策金融公庫代理店
- 株式会社商工組合中央金庫代理店

- 独立行政法人住宅金融支援機構代理店
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構代理店
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店
- 独立行政法人福祉医療機構代理店

- 年金積立金管理運用独立行政法人代理店
- 兵庫県収納代理金融機関
- 県下主要市町収納代理金融機関
- 多可町指定金融機関

融資商品

■事業者向けご融資

| 種類 | 資金のお使いみち | ご融資金額 | ご融資期間 | 担保・保証人 |
|--------------------|--|---|---|-------------------|
| 一般のご融資 | 手形割引…一般商業手形の割引 手形貸付…仕入資金など短期運転資金 証書貸付…設備資金など長期資金 当座貸越…約定金額までの当座決済資金 | | 詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。 | |
| 各種制度融資 | 兵庫県・各市町制度融資 | | | |
| 事業者カードローン | 運転・設備資金 | 100万円以上2,000万円以内 | 1年または2年 | 保証協会 |
| 小規模企業支援型保証「エール」 | 運転・設備資金 | 2,000万円以内 (直近決算時平均月商の2ヵ月分の範囲内、かつ、保証協会の当該申込みを含めた保証総残高が直近決算の年商額の80%以内) | 運転資金7年以内 設備資金10年以内 (据置期間は6ヵ月以内) | 保証協会 |
| 金融機関提携保証「飛躍（ひやく）」 | 法人事業者さまの運転・設備資金 | 1億5,000万円以内 (保証協会の当該申込みを含めた保証総残高が直近決算の年商額の範囲内) | 10年以内 (据置期間は1年以内) | 保証協会 |
| けんしんSDGsサポートローン | 中小事業者（法人・個人事業主）さまの運転・設備資金 | 詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。 | 運転資金10年以内 (据置期間なし) 設備資金15年以内 (据置期間は3年以内) | 最寄りの営業店へお問合せください。 |
| けんしん創業・第二創業サポートローン | 創業・第二創業にかかる事業資金（日本政策金融公庫と連携） | 500万円以内 (同時申込みの日本政策金融公庫融資額または500万円のいずれか少ない金額) | 運転資金5年以内 (据置期間は6ヵ月以内) 設備資金7年以内 (据置期間は1年以内) | 最寄りの営業店へお問合せください。 |

■個人向けご融資

| 種類 | 資金のお使いみち | ご融資金額 | ご融資期間 | 担保・保証人 |
|--------------------|---|--|--|-------------------|
| 住宅ローン | 自己居住用住宅の購入および土地取得・新築・増改築・借換資金（つなぎ資金含む。） | 10万円以上1億円以内 | 35年以内 | 保証会社（不動産等） |
| リフォームローン | 住宅のリフォーム・植木造園・外構工事・住宅機器購入（つなぎ資金含む。） | 10万円以上1億円以内 | 35年以内 | 保証会社（不動産等） |
| シルバーライフローン | お使いみち自由 | 10万円以上100万円以内 ただし、前年度年収の50%以内 | 6ヵ月以上5年以内 | 保証会社 |
| ハンドルキーパー運動応援カードローン | マイカー・オートバイ購入資金・借換資金・車検・修理費用等 | 10万円以上1,000万円以内 | 6ヵ月以上10年以内 (据置期間6ヵ月を含む) | 保証会社 |
| けんしんプレミアムフリーローン | お使いみち自由 | 10万円以上1,000万円以内 | 6ヵ月以上10年以内 (6ヵ月単位) | 保証会社 |
| けんしんf（エフ）ローン | お使いみち自由 個人事業者さまの事業資金も可 | 10万円以上500万円以内 | 6ヵ月以上10年以内 (ご融資金額300万円以内の場合は7年が上限) | 保証会社 |
| けんしんフリーローンチヨイス | お使いみち自由 | 10万円以上500万円以内 (主婦・パート・アルバイトは30万円以内) | 10年以内 (ご融資金額300万円以内の場合は7年が上限) | 保証会社 |
| けんしん無担保住宅借換ローン | 公的および民間金融機関の住宅ローンの借換資金 | 50万円以上2,000万円以内 (借換対象ローンの残存一括償還金額が上限) (自営業者は1,000万円以内) | 6ヵ月以上20年以内 (借換対象ローンの残存期間に3年加算が上限) | 保証会社 |
| けんしん無担保リフォームローン | 住宅増改築・住宅設備機器購入資金 リフォームローンの借換資金 10kW以上50kW未満の産業用太陽光発電システムおよび付帯工事資金 | 10万円以上1,500万円以内 (自営業者は1,000万円以内) | 6ヵ月以上20年以内 (リフォームローンの借換の場合、残存償還期間を上限) | 保証会社 |
| けんしん教育ローン | 幼稚園から大学院までを対象とした、入学・在学にかかる教育関係資金 | 10万円以上500万円以内 (医歯薬学系は、1,000万円以内) | 6ヵ月以上13年以内 (据置期間含む。) | 保証会社 |
| けんしんマイカーローン | 自動車（自動二輪車を含む。）・カー用品等の購入資金および他のマイカーローン借換資金・車検・修理費用 | 10万円以上1,000万円以内 | 6ヵ月以上10年以内 | 保証会社 |
| けんしんレディースカードローン | お使いみち自由 | 10万円・20万円・30万円・50万円の4コース | 2年更新 (65歳まで) | 保証会社 |
| けんしんカードローン「アラカルト」 | お使いみち自由 | 30万円・50万円・100万円・150万円・200万円・250万円・300万円・400万円・500万円の9コース | 1年更新 (65歳まで) | 保証会社 |
| けんしん教育カードローン | 進学・在学等資金 | 50万円以上500万円以内で 50万円単位の10種類 | 最長4年8ヵ月以内 (6年制大学の場合は最長6年8ヵ月以内) | 保証会社 |
| けんしんプレミアムカードローン | お使いみち自由 | 50万円・100万円・200万円・300万円・500万円・600万円・700万円・800万円の8コース | 1年更新 (70歳まで) | 保証会社 |
| けんしん移住者応援ローン | 地域連携協定締結市町内の住宅建築・空き家・増改築・リフォーム資金等 | 無担保扱50万円以上500万円以内 有担保扱500万円超3,000万円以内 | 無担保扱 20年以内 有担保扱 35年以内 (据置期間6ヵ月以内) | 最寄りの営業店へお問合せください。 |
| 地域連携協定「移住・定住応援ローン」 | 地域連携協定地域内の空き家および住宅のリフォーム資金 | 10万円以上500万円以内 | 6ヵ月以上10年以内 | 保証会社 |

詳しくは、最寄りの営業店へお問合せください。

各種手数料(令和4年6月末現在)

(下記各種手数料には10%の消費税が含まれています。)

■為替手数料(1件につき)

| 項目 | 内 容 | | 非組合員の方 | 組合員の方 | ATMでキャッシュカードをご利用の非組合員の方または現金扱いの方 | ATMでキャッシュカードをご利用の組合員の方 | インターネットバンキング法人インターネットバンキング | 法人インターネットバンキング総合振込 |
|------|-------------------|-------|--------|-------|----------------------------------|------------------------|----------------------------|--------------------|
| 振手数料 | 当組合同一店内振込 | 5万円以上 | 330円 | 無料 | 無料※ | 無料 | 無料 | 無料 |
| | | 5万円未満 | 110円 | 無料 | 無料※ | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 当組合本支店あて | 5万円以上 | 550円 | 330円 | 220円 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | | 5万円未満 | 330円 | 220円 | 110円 | 無料 | 無料 | 無料 |
| | 他金融機関あて (電信扱い) | 5万円以上 | 770円 | 660円 | 506円 | 330円 | 330円 | 330円 |
| | | 5万円未満 | 605円 | 495円 | 330円 | 220円 | 220円 | 220円 |

※ キャッシュカードでのお振込については、カード発行の店舗とお振込先の店舗が同一の場合に無料となります。

| | | | | | |
|-----------------------|----|----------|-------|----------|--|
| 給与振込手数料 | 一般 | 当組合本支店あて | 持込期限内 | 無料 | |
| | | | 持込期限後 | 一般的振込手数料 | |
| | | 他金融機関あて | 持込期限内 | 220円 | |
| | | | 持込期限後 | 一般的振込手数料 | |
| 法人インターネットバンキング給与・賞与振込 | | 当組合本支店あて | 無料 | | |
| | | 他金融機関あて | 110円 | | |

| | | | |
|--|----------|------|--------|
| 送金手数料 | 当組合本支店あて | | 440円 |
| | 他金融機関あて | 至急扱い | 880円 |
| 代金取立手数料(注1) | | | 660円 |
| | 当組合本支店あて | | 440円 |
| その他諸手数料 | 他金融機関あて | 至急扱い | 1,100円 |
| | | | 880円 |
| 不渡手形返却料 | | 880円 | |
| 取立手形組戻料 | | 880円 | |
| 取立手形店頭呈示料 | | 660円 | |
| 送金・振込組戻料 | | 660円 | |
| 他行振込用紙(文書扱)、当組合が取扱金融機関に指定されていない税金・公共料金等の納付 | | | 660円 |

(注1) 同一手形交換所内での代金取立手数料は無料となります。

■当座預金・証明書・貸金庫等

| | | |
|----------------|------------|--------|
| 小切手帳 | 1冊(50枚)につき | 660円 |
| 約束手形用紙 | 1冊(20枚)につき | 440円 |
| 為替手形用紙 | 1冊(20枚)につき | 440円 |
| 手形・小切手署名鑑登録手数料 | 署名鑑登録時 | 5,500円 |
| | 署名鑑再登録時 | 3,300円 |
| マル専口座開設費 | 1口座につき | 3,300円 |
| マル専口座約束手形用紙 | 1枚につき | 550円 |
| 各種証明書発行手数料 | 1通につき | 550円 |
| 自己宛小切手発行手数料 | 1枚につき | 550円 |
| 通帳・証書再発行手数料 | 1冊(1通)につき | 1,100円 |

| | | |
|---------------------------------|-------|--------------------|
| 未利用口座管理手数料 | 年間 | 1,320円 |
| 貸金庫使用料 | 年間 | 7,920円 |
| 全自動貸金庫使用料 (本店・大橋・六甲道・柏原支店のみ) | 年間 | 9,240円~ 13,200円 |
| 夜間金庫使用料 | 年間 | 33,000円 |
| 国債振替決済口座管理手数料 | 年間 | 無料 |
| インターネットバンキングサービス | 基本使用料 | 無料 |
| 照会手数料 | 照会手数料 | 無料 |
| 法人インターネットバンキングサービス | 基本使用料 | 1,100円/月 |
| | 照会手数料 | 無料 |

※ 各種証明書の簡易書留による郵送を希望される場合は、別途簡易書留郵送料金(320円)がかかります。

■両替手数料

窓口扱い

| | | |
|----------|----------------|--------|
| 両替後の合計枚数 | 1~50 | 無料 |
| | 51~500 | 550円 |
| | 501~1,000 | 1,100円 |
| | 1,001~(500枚ごと) | 550円加算 |

両替機扱い

| | | |
|-------------------|---------------|---------------------------------|
| 当組合キヤツシユカードによる取扱い | 1日1回、50枚まで | 無料 |
| 両替機専用両替カードによる取扱い | 1日1回、1回500枚まで | 組合員 年額13,200円 非組合員 年額17,160円 |
| | 1~50枚 | 100円 |
| | 51~500枚 | 400円 |
| | 501~1,000枚 | 600円 |

(注) 両替機の取扱いは、本店・兵庫・三宮支店の3ヵ店です。

■硬貨整理手数料

| | | |
|------|----------------|--------|
| 合計枚数 | 1~500 | 無料 |
| | 501~1,000 | 550円 |
| | 1,001~(500枚ごと) | 550円加算 |

■融資事務手数料

| | | |
|--------------------|-----------|----------|
| 住宅ローン(保証会社の保証なし) | 1 件 に つ き | 55,000円 |
| アパートローン(保証会社の保証なし) | 1 件 に つ き | 110,000円 |
| 事業用収益物件に対する融資 | 1 件 に つ き | 110,000円 |
| 融資証明書発行 | 1 通 に つ き | 11,000円 |

※ 全国保証株利用の場合は、全国保証株に対して所定の手数料(住宅ローン55,000円)が必要です。

■不動産担保手数料

| | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------|---------|
| 新規設定 | 設 定 金 額 3 千 万 円 以 下 | 1 件 に つ き | 33,000円 |
| (根)抵当権 | 設 定 金 額 3 千 万 円 超 5 千 万 円 以 下 | 1 件 に つ き | 44,000円 |
| (設定留保等含む) | 設 定 金 額 5 千 万 円 超 | 1 件 に つ き | 55,000円 |
| (根)抵当権の譲受・譲渡(全部・分割・一部)、追加担保 | | 1 件 に つ き | 22,000円 |
| (根)抵当権極度額変更、一部抹消 | | 1 件 に つ き | 22,000円 |
| (根)抵当権全部抹消 | | 1 件 に つ き | 22,000円 |
| 順位変更、(根)抵当権債務者変更 | | 1 件 に つ き | 22,000円 |

※ 新規設定手数料については、住宅ローンは対象外です。

※ 非事業性融資の約定完済時における抵当権の全部抹消については免除となります。

※ 改正利息制限法の規定により、契約内容またはその変更に伴い上記手数料を免除する場合があります。

■条件変更手数料

| | | | |
|---------|---------------------------|-----------|--------|
| 対 象 | 事業性融資(アパートローンを含む)に対する条件変更 | | |
| | 住宅ローンに対する条件変更 | | |
| | 期日・利率・返済方法・返済日・返済口座 | 1 件 に つ き | 5,500円 |
| 変 更 内 容 | 返済額(利率変更に伴う場合は除く) | 1 件 に つ き | 5,500円 |
| | 債務者・連帯保証人・担保(不動産以外) | 1 件 に つ き | 5,500円 |
| | | | |

※ 一部条件変更手数料が対象外となる場合があります。

※ 「固定金利選択型変動金利制適用に関する特約書」に基づく返済方法の変更については、一部条件変更手数料の対象外となる場合があります。

■繰上返済手数料

| | | |
|-----------------------------|-----------|--------|
| 事 業 性 融 資 (ア パ ト ロ ン 含 む) | 1 件 に つ き | 5,500円 |
| 住 宅 口 座 | 1 件 に つ き | 5,500円 |

※ 事業性融資(アパートローン含む)に対する上記手数料については、繰上返済する残高が1,000千円未満の場合は免除となります。

※ 団信保険金受取による繰上返済時は免除となります。

※ 改正利息制限法の規定により、契約内容またはその変更に伴い上記手数料を免除する場合があります。

■カード発行手数料

| 項 目 | 单 位 | キャッシュカード | ロ ン カ ード |
|--------------------------|-------------|----------|----------|
| 新 規 発 行 手 数 料 | 1 枚 に つ き | 無料 | — |
| 切 替 手 数 料 ※1 | 1 枚 に つ き | 無料 | 無料 |
| 更 新 (継 続) 手 数 料 ※2 | 1 枚 に つ き | 無料 | 無料 |
| 再 発 行 手 数 料 ※3 | 1 枚 に つ き | 1,100円 | 1,540円 |
| カ ド ロ ン 口 座 開 設 手 数 料 ※4 | 1 口 座 に つ き | — | 無料 |

※1 磁気カードからICカードへ切替る際の手数料です。

※2 ICカードの有効期限更新(30年)にかかる手数料です。

※3 磁気の読み不能・改姓・取引店舗の変更などは不要です。

お客様の過失による再発行(暗証番号相違による取扱不可・破損・紛失・盗難など)は手数料がかかる場合があります。

※4 ローンカード発行手数料を含みます。

■個人情報開示請求に基づく開示手数料

| | | |
|--------------------------------------|------------|--------|
| お客さまご本人にかかる情報(氏名・住所・生年月日・電話番号・勤務先など) | 1通 | 1,100円 |
| 取引残高情報(預金・借入金・出資金) | 1取引種目指定日ごと | 550円 |
| 取引履歴情報(暦月ベースで計算) | 1口座1ヵ月ごと | 220円 |
| その他の情報 | 1項目ごと | 1,100円 |
| 郵送による交付の場合(簡易書留郵便) | 開示手数料に加算 | 440円 |

■ATMに関する手数料

| 取 扱 日 | 平 日 | | 土曜日 | | 日曜・祝日 | | |
|-----------------------|-------|-------|-------------|------|-------|-------------|------------|
| 取 扱 時 間 | 8:00~ | 8:45~ | 18:00~21:00 | ※1 | 9:00~ | 14:00~17:00 | 9:00~17:00 |
| 当組合カード | 無料 | 無料 | 無料 | | 無料 | | 110円 |
| 他金融機関カード ゆうちょ銀行カード | 220円 | 110円 | 220円 | 110円 | 220円 | 220円 | 220円 |
| 提携信用組合 | 220円 | 110円 | 220円 | 110円 | 220円 | 220円 | 220円 |
| C D キ ャ ッ シ ン グ | 110円 | 無料 | 110円 | 無料 | 110円 | 110円 | 110円 |

※1 店舗によっては、19:00までの取扱いとなります。

※2 お預入れは、無料でご利用いただけます。

※3 お引き出しは、無料でご利用いただけます。

(注) 1. セブン銀行では、平日8:45~18:00、土曜日9:00~14:00の時間帯での取扱手数料は無料、それ以外の時間帯は110円です。なお、年間を通して24時間ご利用いただけます。

2. 12月31日の取扱いは日曜・祝日に準じますが、ゆうちょ銀行カードに関しましては、その日の曜日に応じた手数料となります。

3. けんしん、ゆうちょ銀行、セブン銀行、入金ネットの表示がある金融機関はお預入れもできます。

4. 土曜日が祝日と重なった場合は、日曜・祝日手数料となります。

各種サービス

| 種類 | サービス内容 |
|--------------------|--|
| 自動受取サービス | 給料やボーナス、公的年金など各種年金、株式配当金などがご指定の預金口座に自動的に振込まれますので、お受取りの手間が省けて便利です。期日忘れや紛失の心配もなくその日からお利息がつきます。 |
| 自動支払サービス | 電気・水道・NHK・ガス・電話などの公共料金をはじめ、税金や各種保険料、クレジット代金などをご指定の口座から自動的にお支払いを済ませるサービスです。簡単な手続きで毎日の煩わしい手間が省けます。 |
| 内国為替 | 全国の信用組合をはじめ、全国各地の銀行・信用金庫・農協とワイドなネットで結ばれています。早くて安全確実な振込、送金、手形・小切手の取扱などにご利用ください。 |
| 総合振込 | たくさんのお振込を迅速に処理しますので手書きによる煩わしい手間が省けます。 |
| 外国為替 | 外国送金、外貨預金取引のお取次ぎをしています。なお、外国送金取引は、輸入代金や海外留学生への学費・生活費などの送金にご利用ください。 |
| 保険商品の窓口販売 | 東京海上日動火災保険株との損害保険代理店契約により、住宅ローン利用者向け長期火災保険「トータルアシスト住まいの保険」および東京海上日動あんしん生命保険株との生命保険代理店契約により、「メディカルKitR」「がん診断保険R」を販売しています。 |
| 貸金庫 | 預金証書・有価証券・権利証・貴金属など大切な財産の保管にご利用ください。お手頃な料金で大切な財産を安全・確実にお守りします。 |
| 夜間金庫 | 売上代金などをけんしんの営業時間後でも安全・確実にお預りし、翌営業日にはご指定の預金口座に入金します。 |
| キャッシュカード | けんしんのキャッシュコーナーをはじめ、全国各地の信用組合・セブン銀行・ゆうちょ銀行・都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫・農協・漁協・労働金庫のキャッシュコーナーで預金のお引き出しができます。また、けんしん・セブン銀行・ゆうちょ銀行・入金ネットの表示がある金融機関は、お預入れもできます。 |
| 「しんくみお得ねっと」サービス | 「しんくみお得ねっと」の表示のある信用組合間で、平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00のATMでの出金手数料が無料となります。 |
| デビットカードサービス | デビットカードサービス加盟店《J-Debit(ジェイデビット)のマークのある店舗》で、キャッシュカードを利用してのお買い物ができ、代金も預金口座から即時決済できるサービスです。 |
| 相互入金サービス | 全国各地の相互入金業務提携金融機関(信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうち入金ネットの表示がある金融機関)のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお預入れができます。 |
| 他行カード振込サービス | 全国各地の他行カード振込業務提携金融機関(信用組合・都市銀行・地方銀行・第二地銀・信用金庫・労働金庫・農協・漁協)のATMでは、けんしんのキャッシュカードで、また、けんしんのATMでは提携金融機関のキャッシュカードでお振込ができます。 |
| 各種変更手続き | ATMによる暗証番号変更および窓口で1日あたりの出金限度額変更・出金取扱店舗指定のお取扱いをしています。 |
| 口座振替受付サービス | 当組合提携収納機関窓口で、キャッシュカードにより口座振替契約を結ぶことができるサービスです。手書きによる煩わしい手間が省けます。 |
| ATMネットワーク | 兵庫県内に24店舗と1出張所のネットワークをもち、けんしんのキャッシュカードは、24店舗と1出張所のATMで年間を通してご利用いただけます。 |
| クレジットカード | カード1枚でお買い物やキャッシングサービスが受けられます。しんくみピーターパンカードをはじめ、JCB・VISAなど各種クレジットカードをお取扱いしています。 |
| キャッシングサービス | けんしんのキャッシングコーナーで、JCB・VISAなどのキャッシングサービスがご利用いただけるほか、JCB・VISAなどはご返済もご利用いただけます。 |
| 公金・公共料金収納 | 国・兵庫県・県下各市町などの公金収納をはじめ、電気・水道・ガス・電話などの公共料金収納をお取扱いしています。なお、一部収納できない場合や手数料が有料になる場合があります。 |
| マルチペイメントネットワークサービス | けんしんと公共料金などの収納機関をネットワークで結ぶことにより、お客さまが携帯電話・パソコン等を利用して、曜日や時間を問わずPay-easy(ペイジー)マークの表示がある公共料金や税金などのお支払いができるサービスです。 |
| 電子納税サービス | 収納機関のホームページから、払込金額等請求(納付)情報の申請および口座引落しの依頼など電子申告していくことで、事前に届出いただいたいた口座から自動的に国税などを納付いただけるサービスです。 |
| インターネットバンキングサービス | パソコンで、いつでも簡単に残高照会や出入金明細照会、振込・振替およびマルチペイメントネットワークサービスをご利用いただけます。 |
| 法人インターネットバンキングサービス | 法人・個人事業者さまは、パソコンでいつでも簡単に残高照会や出入金明細照会、振込・振替、マルチペイメントネットワークサービス、総合振込、給与振込、口座振替がご利用いただけます。 |
| けんしんでんさいサービス | 「でんさいネット」は、信用組合をはじめとする全国の金融機関が参加する、電子記録債権を記録・流通させる新たな決済インフラです。従来の手形や売掛債権等に代わる新しい決済手段として、法人・個人事業者さまの資金調達の円滑化を図ることを目的としています。法人インターネットバンキングサービスなどを通じてご利用いただけます。 |
| Web口振受付サービス | インターネット経由で収納企業のサイトから、口座振替契約が締結できるサービスで、口座振替依頼書への記入・押印が不要です。 |
| しんくみアプリ with CRECO | 個人向けインターネットバンキングの機能を連携することで、残高や出入金明細の情報をカレンダー形式で手軽に便利にご利用いただけます。また、クレジットカードのご利用状況も一元管理することができます。 |
| 個人型確定拠出年金(iDeCo) | 節税と豊かな老後のために、個人型確定拠出年金(iDeCo)の受付再委託事務をお取扱いしています。 |

店舗一覧

令和4年6月末現在

| 本支店名 | 所 在 地 | | 電話番号 | ATM稼働時間 | |
|-------------|----------|---------------------|--------------|------------|----------|
| | 郵便番号 | 住 所 | | 平 日 | 土曜・日曜・祝日 |
| 本 部 | 650-0023 | 神戸市中央区栄町通3-4-17 | 078-391-6315 | | |
| ① 本店営業部 | | | 078-391-6311 | 8:00~19:00 | |
| ② 兵 庫 支 店 | 652-0805 | 神戸市兵庫区羽坂通3-7-24 | 078-576-1544 | 8:00~21:00 | |
| ③ 三 宮 支 店 | 651-0094 | 神戸市中央区琴ノ緒町4-7-8 | 078-231-0464 | 8:00~19:00 | |
| ④ 大 橋 支 店 | 653-0037 | 神戸市長田区大橋町4-5-1 | 078-641-3961 | 8:00~21:00 | |
| ⑤ 有 野 支 店 | 651-1313 | 神戸市北区有野中町3-30-28 | 078-981-6731 | 8:00~19:00 | |
| ⑥ 六 甲 道 支 店 | 657-0042 | 神戸市灘区烏帽子町3-4-12 | 078-881-6588 | 8:00~21:00 | |
| ⑦ 尼 崎 支 店 | 660-0883 | 尼崎市神田北通4-49-2 | 06-6412-2101 | 8:00~19:00 | |
| ⑧ 加 古 川 支 店 | 675-0012 | 加古川市野口町野口186-5 | 079-425-1331 | 8:00~19:00 | |
| ⑨ 稲 美 支 店 | 675-1115 | 加古郡稻美町国岡2-6-7 | 079-492-6251 | 8:00~19:00 | |
| ⑩ 小 野 支 店 | 675-1379 | 小野市上本町240-1 | 0794-63-2424 | 8:00~21:00 | |
| ⑪ 社 支 店 | 673-1431 | 加東市社570-2 | 0795-42-2331 | 8:00~21:00 | |
| ⑫ 西 脇 支 店 | 677-0015 | 西脇市西脇273-3 | 0795-22-3297 | 8:00~21:00 | |
| ⑬ 八 千 代 支 店 | 677-0121 | 多可郡多可町八千代区中野間1026-1 | 0795-37-0331 | 8:00~19:00 | |
| ⑭ 中 町 支 店 | 679-1113 | 多可郡多可町中区中村町127-7 | 0795-32-1234 | 8:00~21:00 | |
| ⑮ 三 木 支 店 | 673-0403 | 三木市末広2-305-3 | 0794-82-9204 | 8:00~19:00 | |
| ⑯ 加 西 支 店 | 675-2311 | 加西市北条町横尾317-1 | 0790-42-2856 | 8:00~21:00 | |
| ⑰ 姫 路 支 店 | 670-0936 | 姫路市古二階町50 | 079-281-2211 | 8:00~19:00 | |
| ⑱ 龍 野 支 店 | 679-4167 | たつの市龍野町富永163-1 | 0791-62-1021 | 8:00~19:00 | |
| ⑲ 新 宮 支 店 | 679-4313 | たつの市新宮町新宮172-3 | 0791-75-2921 | 8:00~19:00 | |
| ⑳ 三 田 支 店 | 669-1531 | 三田市天神2-1-11 | 079-562-2091 | 8:00~19:00 | |
| ㉑ 篠 山 支 店 | 669-2323 | 丹波篠山市立町111-1 | 079-552-2171 | 8:00~19:00 | |
| ㉒ 柏 原 支 店 | 669-3309 | 丹波市柏原町柏原2646-1 | 0795-72-4455 | 8:00~21:00 | |
| ㉓ 朝 来 支 店 | 679-3431 | 朝来市新井68-1 | 079-677-0508 | 8:00~19:00 | |
| ㉔ 豊 岡 支 店 | 668-0064 | 豊岡市高屋992-7 | 0796-22-5331 | 8:00~19:00 | |

店外ATM

| | | | | |
|----------------|----------|-----------------------|------------|------------|
| 市立 西脇病院 出張所 | 677-0043 | 西脇市下戸田652-1 西脇市立西脇病院内 | 8:00~19:00 | 9:00~17:00 |
|----------------|----------|-----------------------|------------|------------|

●兵庫県一円を営業エリアとしています。

●ATMネットワーク

けんしんは兵庫県内に24店舗と1出張所のネットワークをもち、地域社会の発展に貢献しています。けんしんのキャッシュカードは、24店舗と1出張所のATMで年間を通してご利用いただけます。

●全国キャッシュサービス

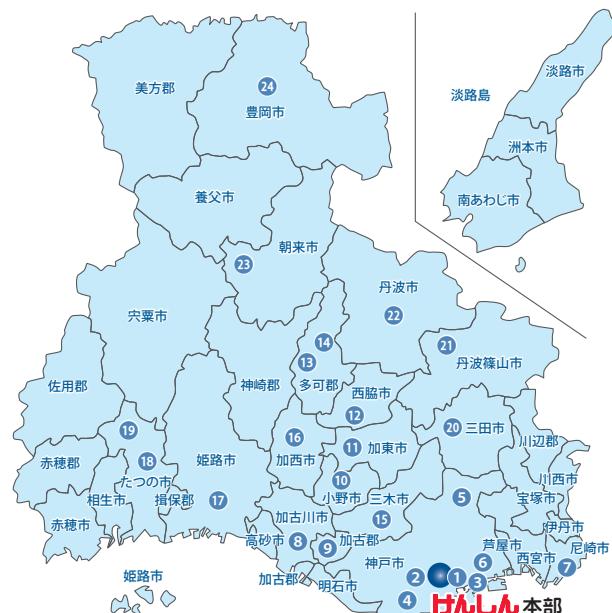
全国の信用組合・ゆうちょ銀行他各提携金融機関のカードをお持ちの方は、当組合各営業店のATMをご利用いただけます。

なお、1月1日・2日・3日と5月3日・4日・5日は、提携金融機関の稼動状況によりご利用いただけない場合があります。

●セブン銀行ATM提携サービス

セブン銀行ATMでは、けんしんのキャッシュカードが年間を通して、24時間ご利用いただけます。

| ATM設置状況 | |
|---------|-----|
| 店舗 内 | 48台 |
| 店舗 外 | 1台 |
| 合 計 | 49台 |



資料編 索引（信用組合の開示項目一覧）

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条(銀行法第21条の準用)に基づいて作成しています。
各記載事項は、下記のページに記載しています。

*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、○印は「金融再生法」で定められた法定開示項目です。

| | |
|--|----------|
| ごあいさつ | 2 |
| 概況・組織 | |
| けんしんのプロフィール | 1 |
| 組合理念 | 3 |
| *組織図 | 20 |
| *役員一覧 | 20 |
| *店舗一覧 | 26 |
| 主要な事業の内容 | |
| *業務のごあんない | 21～25 |
| 事業に関する事項 | |
| *事業概況 | 3 |
| *経常収益 | 4, 31 |
| *経常利益 | 4, 31 |
| *当期純利益 | 4, 31 |
| *預金積金残高 | 4, 28 |
| *貸出金残高 | 4, 28 |
| *有価証券残高 | 4, 28 |
| *純資産額 | 4, 28 |
| *総資産額 | 4, 28 |
| *出資金総額、出資総口数 | 4 |
| *出資に対する配当金 | 4, 31 |
| *役職員数 | 4 |
| *単体自己資本比率 | 4, 37 |
| 主要業務に関する指標 | |
| *業務粗利益および業務粗利益率 | 32 |
| *資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支 | 32 |
| *資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り | 32 |
| *受取利息・支払利息の増減 | 32 |
| *総資産経常利益率 | 32 |
| *総資産当期純利益率 | 32 |
| 役務取引の状況 | 32 |
| その他業務収支の内訳 | 32 |
| 経費の内訳 | 32 |
| 報酬体系 | 33 |
| 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み | |
| 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み | 14 |
| 中小企業の経営力強化および地域活性化のための取組みの状況 | |
| *中小企業の経営支援に関する取組み方針 | 15 |
| *中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況 | 15 |
| *中小企業の経営支援に関する取組み状況 「経営者保証に関するガイドライン」への対応 | 15 16 |
| *地域の活性化に関する取組み状況 | 16 |
| 預金に関する指標 | |
| *預金科目別平均残高 | 33 |
| 「金融ADR制度」に対する取組み | |
| *苦情等処理措置および紛争解決措置の概要 | 8 |

| | |
|---|-------|
| 貸出金等に関する指標 | |
| *貸出金科目別平均残高 | 35 |
| *金利区分別の貸出金残高 | 35 |
| *担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額 | 35 |
| *使途別の貸出金残高 | 35 |
| *業種別貸出金残高・貸出金総額に占める割合 | 35 |
| *預貸率(期中平均・期末) | 32 |
| 消費者ローン・住宅ローン残高 | 35 |
| 代理貸付残高の内訳 | 35 |
| 有価証券に関する指標 | |
| *有価証券の種類別平均残高 | 34 |
| *有価証券種類別の残存期間別残高 | 34 |
| *有価証券の時価等情報 | 34 |
| *預証率(期中平均・期末) | 32 |
| 内部管理体制に関する事項 | |
| *コンプライアンス(法令等遵守)体制 | 5 |
| *リスク管理体制 | 5～6 |
| 顧客保護体制 | 7～8 |
| 財産の状況 | |
| *貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 | 28～31 |
| *○協法開示債権(リスク管理債権)および 金融再生法開示債権の保全・引当状況 | 36 |
| *自己資本の充実の状況 | 37 |
| *貸倒引当金の内訳(期末残高、増減額) | 32 |
| *貸出金償却額 | 32 |
| *法定監査の状況 | 31 |
| 財務諸表の適正性および内部監査の有効性 | 31 |
| 連結情報 | |
| *子会社等の状況 | 44 |
| *連結の主要事業指標 | 44 |
| *連結貸借対照表 | 44 |
| *連結損益計算書および連結剰余金計算書 | 45 |
| *連結自己資本の充実の状況 | 46 |
| その他の業務 | |
| 内国為替取扱実績 | 33 |
| 外国為替取次実績 | 33 |
| 各種手数料 | 23～24 |
| その他 | |
| マネー・ローンダーリングおよび テロ資金供与対策に関するお客さまへのお願い | 9 |
| 反社会的勢力に対するけんしんの取組み | 9 |
| SDGsに関する取組み | 10 |
| 地域・社会貢献活動およびトピックス | 11～12 |
| 地域密着型金融推進計画への取組み | 13 |
| 「経営者保証に関するガイドライン」への対応 | 16 |
| 金融仲介機能のベンチマーク | 17～18 |
| 総代会 | 19 |
| けんしんのあゆみ | 19～20 |

財務諸表

貸借対照表

■資産の部

(単位:千円)

| 科 目 | 第70期 (令和3年3月末) | 第71期 (令和4年3月末) |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 現 金 | 5,778,903 | 8,194,837 |
| 預 け 金 | 66,307,194 | 61,643,847 |
| 有 価 証 券 | 159,403,694 | 158,982,229 |
| 国 債 | 52,901,510 | 49,852,320 |
| 地 方 債 | 36,615,981 | 37,692,669 |
| 社 債 | 27,294,173 | 28,515,112 |
| 株 式 | 260,116 | 79,950 |
| そ の 他 の 証 券 | 42,331,914 | 42,842,177 |
| 貸 出 金 | 245,772,268 | 249,857,207 |
| 割 引 手 形 | 2,611,084 | 3,084,251 |
| 手 形 貸 付 | 9,868,509 | 9,739,967 |
| 証 書 貸 付 | 229,493,175 | 230,838,174 |
| 当 座 貸 越 | 3,799,499 | 6,194,813 |
| そ の 他 資 産 | 2,869,897 | 2,819,876 |
| 未 決 済 為 替 貸 | 38,318 | 40,084 |
| 全 信 組 連 出 資 金 | 2,201,000 | 2,201,000 |
| 前 払 費 用 | 544 | 568 |
| 未 収 収 益 | 449,450 | 448,988 |
| そ の 他 の 資 産 | 180,584 | 129,234 |
| 有 形 固 定 資 産 | 6,311,031 | 6,217,177 |
| 建 物 | 2,217,500 | 2,026,916 |
| 土 地 | 3,935,612 | 3,934,545 |
| その他の有形固定資産 | 157,917 | 255,715 |
| 無 形 固 定 資 産 | 100,870 | 93,382 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 79,410 | 71,997 |
| その他の無形固定資産 | 21,459 | 21,385 |
| 繰 延 税 金 資 産 | — | 263,721 |
| 債 务 保 証 見 返 | 134,147 | 110,843 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 2,073,635 | △ 2,211,335 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△1,805,910) | (△1,943,695) |
| 資 产 の 部 合 计 | 484,604,371 | 485,971,788 |



■負債の部

(単位:千円)

| 科 目 | 第70期 (令和3年3月末) | 第71期 (令和4年3月末) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|
| 預 金 積 金 | 428,475,670 | 431,970,365 |
| 当 座 預 金 | 22,494,520 | 23,419,977 |
| 普 通 預 金 | 118,954,142 | 124,420,045 |
| 貯 蓄 預 金 | 993,289 | 1,012,601 |
| 通 知 預 金 | 285,045 | 194,382 |
| 定 期 預 金 | 275,335,114 | 272,591,896 |
| 定 期 積 金 | 8,949,021 | 8,918,358 |
| そ の 他 の 預 金 | 1,464,536 | 1,413,104 |
| 借 用 金 | 19,600,000 | 20,000,000 |
| そ の 他 負 債 | 1,193,512 | 1,187,208 |
| 未 決 済 為 替 借 | 37,026 | 38,395 |
| 未 払 費 用 | 511,201 | 435,467 |
| 給 付 補 備 金 | 3,711 | 4,110 |
| 未 払 法 人 税 等 | 47,320 | 150,522 |
| 前 受 収 益 | 155,811 | 157,332 |
| 払 戻 未 濟 金 | 12,039 | 25,930 |
| 職 員 預 り 金 | 256,187 | 261,990 |
| 資 产 除 去 債 务 | 15,503 | 15,910 |
| そ の 他 の 負 債 | 154,710 | 97,548 |
| 賞 与 引 当 金 | 160,916 | 155,571 |
| 退 職 給 付 引 当 金 | 1,220,839 | 1,153,636 |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 190,180 | 219,600 |
| 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 19,205 | 14,773 |
| 偶 発 損 失 引 当 金 | 269,934 | 307,686 |
| 繰 延 税 金 負 債 | 585,331 | — |
| 債 务 保 証 | 134,147 | 110,843 |
| 負 債 の 部 合 計 | 451,849,738 | 455,119,685 |

■純資産の部

(単位:千円)

| 科 目 | 第70期 (令和3年3月末) | 第71期 (令和4年3月末) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|
| 出 資 金 | 1,498,283 | 1,498,403 |
| 普 通 出 資 金 | 1,498,283 | 1,498,403 |
| 利 益 剰 余 金 | 26,894,020 | 27,343,257 |
| 利 益 準 備 金 | 1,491,914 | 1,498,283 |
| そ の 他 利 益 剰 余 金 | 25,402,106 | 25,844,974 |
| 特 別 積 立 金 | 23,740,000 | 24,240,000 |
| (経営安定化積立金) | (1,800,000) | (1,800,000) |
| 当 期 未 处 分 剰 余 金 | 1,662,106 | 1,604,974 |
| 組 合 員 勘 定 合 計 | 28,392,303 | 28,841,660 |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 4,362,329 | 2,010,442 |
| 評 価・換 算 差 額 等 合 計 | 4,362,329 | 2,010,442 |
| 純 資 产 の 部 合 計 | 32,754,633 | 30,852,102 |

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 負債及び純資産の部合計 | 484,604,371 | 485,971,788 |
|-------------|-------------|-------------|

貸借対照表の注記事項

- (注)

 - 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資産直入法により処理しております。
 - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。
また、主要耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建 物 | 3年~50年 |
| その他の | 2年~20年 |
 - 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 貸倒引当金は債権などの貸倒による損失に備えるため、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債務及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額から今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻既存先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - すべての貸金等債権は自己査定基準に基づき、営業店が第一次査定、融資部が第二次査定を実施し、相互牽制機能の有効性確保と責任体制の明確化のため、経営管理部が最終査定を行い、その査定結果に基づき上記引当を行っております。なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接控除しており、その金額は979百万円であります。
 - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
 - 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶發損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金等の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。顧客との契約から生じる収益の計上時期は、顧客への役務提供時点等において履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、顧客への役務提供と交換に受取ると見込まれる金額で算出しております。
 - 有形固定資産に係る控除対象外消費税率等で、20万円以上のものは「その他の資産」に計上のうえ5年間で均等償却を行い、20万円未満のものは当事業年度の費用に計上しております。
 - 証券投資証券の解約時の解約損益については銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金に、解約損は債券償還損に計上しております。
 - 会計上の見積りにより、当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 - 貸倒引当金
 - 当事業年度に係る計算書類等に計上した額
貸倒引当金 2,211百万円
 - 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、6.に記載しております。
 - 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 - 当事業年度に係る計算書類等に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 - 子会社等の株式または出資金の総額 10百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 58百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 6,578百万円
 - 債権のうち破綻更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、3ヶ月以上延滞債権額ならびに貸出条件緩和債権額、ならびにこれらの合計額は次のとおりであります。

それぞれの定義は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」施行規則第4条によっています。

(単位:百万円)

| 区分 | 令和4年3月31日 |
|---------------------|-----------|
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額 | 2,243 |
| 危険債権額 | 9,692 |
| 要管理債権額 | 12 |
| 三月以上延滞債権額 | — |
| 貸出条件緩和債権額 | 12 |
| 小計額 | 11,948 |
| 正常債権額 | 238,091 |
| 合計額 | 250,039 |

(注)なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、3,084百万円であります。

21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 4,300百万円
有価証券 21,674百万円
担保資産に対応する債務 借用金 20,000百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 5,250百万円を担保として提供しております。

22. 出資口1口当たりの純資産額は20,589円98銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

 - (1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2)金融商品の内容およびそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金についても金利の変動リスクに晒されております。
 - (3)金融商品にかかるリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査・与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会、常務会における報告のほか、経営陣出席のもとで融資部、経営管理部および個々の営業店による審査会を開催しております。
さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、総務部と経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
⑴金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会で決議されたALMに関する方針に基づき、理事会にて実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には経営管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、キャリア分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
 - ⑵価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用規程に定められた投資対象や投資枠に従い行われております。経営管理部では、市場リスク管理方針および市場リスク管理規程に基づき継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は経営管理部を通じ、理事会および常務会において定期的に報告されております。
 - ⑶市場リスクにかかる定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスク（および為替リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」および「預金積金」であります。これらの金融商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは、「有価証券」のうち債券は分散共分散法、「預け金」「貸出金」および「預金積金」はモンテカルロ・シミュレーション法により算出しており、令和4年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,432百万円であります。（前提条件：保有期間60日、信頼区間99%、観測期間1年）ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - ④資金調達にかかる流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、日本銀行との代理人取引による現金調達手段の確保、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - ⑤金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------|------------------------------|-------------------------------|-------------------|------------|
| (1) | 現金および預け金(*1) | 69,838 | 69,900 | 61 |
| (2) | 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券 | 12,599 146,302 | 12,048 146,302 | △ 551 — |
| (3) | 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2) | 249,857 △ 2,211 247,645 | 250,545 | 2,899 |
| 金融資産計 | | 476,386 | 478,797 | 2,410 |
| (1) | 預金積金(*1) | 431,970 | 432,175 | 204 |
| 金融負債計 | | 431,970 | 432,175 | 204 |

(*)預け金、貸出金および預金積金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する事項は25に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OIS)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(OIS)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)市場価格のない株式等および全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|----------------|----------|
| 子会社・子法人等株式(*1) | 10 |
| 非上場株式(*1) | 69 |
| 全信組連出資金(*1) | 2,201 |
| 合 計 | 2,280 |

(*1)子会社・子法人等株式、非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|---------|---------|----------|--------|
| 預け金(*1) | 61,643 | — | — | — |
| 貸出金(*2) | 55,794 | 95,790 | 61,815 | 30,169 |
| 合 計 | 117,438 | 95,790 | 61,815 | 30,169 |

(*1)預け金のうち、流動性預金は1年以内に含めております。

(*2)貸出金のうち6ヶ月を超える延滞債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4)預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超3年以内 | 3年超5年以内 | 5年超 |
|----------|---------|---------|---------|-----|
| 預金積金(*1) | 385,390 | 34,800 | 11,779 | — |
| 合 計 | 385,390 | 34,800 | 11,779 | — |

(*1)預金積金のうち、要求払預金および期日到来済の定期性預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的の有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|-----|----------|--------|-------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | 2,500 | 2,579 | 79 |
| | 小計 | 2,500 | 2,579 | 79 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — |
| | その他 | 10,099 | 9,469 | △ 630 |
| | 小計 | 10,099 | 9,469 | △ 630 |
| 合計 | | 12,599 | 12,048 | △ 551 |

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|---------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 68,331 | 64,248 | 4,083 |
| | 国債 | 30,181 | 27,701 | 2,479 |
| | 地方債 | 27,638 | 26,254 | 1,384 |
| | 社債 | 10,511 | 10,292 | 218 |
| その他 | その他 | 16,312 | 15,109 | 1,202 |
| | 小計 | 84,643 | 79,358 | 5,285 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 47,728 | 49,232 | △ 1,504 |
| | 国債 | 19,671 | 20,510 | △ 839 |
| | 地方債 | 10,053 | 10,340 | △ 286 |
| | 社債 | 18,003 | 18,381 | △ 378 |
| その他 | その他 | 13,930 | 14,957 | △ 1,027 |
| | 小計 | 61,658 | 64,190 | △ 2,531 |
| 合計 | | 146,302 | 143,548 | 2,754 |

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

| | | |
|----------|--------|-------|
| 売却価額 | 売却益 | 売却損 |
| 5,886百万円 | 228百万円 | 40百万円 |

 28. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----|-------|---------|----------|--------|
| 債券 | 6,556 | 15,977 | 22,811 | 70,714 |
| 国債 | 4,042 | — | 2,236 | 43,573 |
| 地方債 | — | 10,129 | 8,530 | 19,033 |
| 社債 | 2,514 | 5,847 | 12,045 | 8,107 |
| その他 | 500 | 10,215 | 7,367 | 17,648 |
| 合計 | 7,056 | 26,192 | 30,178 | 88,363 |

29. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がないかぎり、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。
 これらの契約に係る融資未実行残高は、35,169百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のものは任意の時期に無条件で取消可能なものは35,113百万円であります。
 なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることが出来る旨の条件が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 緑延税金資産および緑延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|---------------|---------|
| 緑延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 708 百万円 |
| 退職給付引当金 | 311 |
| 減価償却費 | 243 |
| その他 | 368 |
| 緑延税金資産小計 | 1,632 |
| 評価性引当額 | △ 624 |
| 緑延税金資産合計 | 1,007 |
| 緑延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 743 |
| その他 | 0 |
| 緑延税金負債合計 | 744 |
| 緑延税金資産(負債)の純額 | 263 |

31. 会計方針の変更

- (1)収益認識に関する会計基準等の適用
 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。

- なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取り扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しております。

- (2)時価の算定に関する会計基準等の適用

- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。この変更による計算書類への影響はありません。

32. 表示方法の変更

- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく表示方法の変更等を実施いたします。

財務諸表

損益計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 第70期 (令和2年度) | 第71期 (令和3年度) |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 経 常 収 益 | 6,155,910 | 5,738,942 |
| 資 金 運 用 収 益 | 5,299,355 | 5,155,674 |
| 貸 出 金 利 息 | 3,339,634 | 3,214,737 |
| 預 け 金 利 息 | 77,037 | 85,847 |
| 有価証券利息配当金 | 1,821,166 | 1,770,655 |
| その他の受入利息 | 61,516 | 84,434 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 380,613 | 271,770 |
| 受 入 為 替 手 数 料 | 238,770 | 125,415 |
| その他の役務収益 | 141,842 | 146,354 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 357,231 | 144,735 |
| 国債等債券売却益 | 339,948 | 131,655 |
| 国債等債券償還益 | 8,500 | 1,000 |
| その他の業務収益 | 8,782 | 12,080 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 118,711 | 166,762 |
| 償 却 債 権 取 立 益 | 36,770 | 59,111 |
| 株 式 等 売 却 益 | 1,755 | 96,727 |
| その他の経常収益 | 80,184 | 10,923 |
| 経 常 費 用 | 5,382,929 | 4,968,408 |
| 資 金 調 達 費 用 | 268,277 | 185,248 |
| 預 金 利 息 | 271,911 | 197,595 |
| 給付補填備金繰入額 | 2,583 | 2,942 |
| 借 用 金 利 息 | △ 7,551 | △ 16,623 |
| その他の支払利息 | 1,333 | 1,334 |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 320,298 | 203,967 |
| 支 払 為 替 手 数 料 | 142,598 | 43,696 |
| その他の役務費用 | 177,699 | 160,270 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 255,421 | 42,771 |
| 国債等債券売却損 | — | 40,732 |
| 国債等債券償還損 | 254,340 | — |
| その他の業務費用 | 1,081 | 2,039 |
| 経 費 | 4,092,014 | 3,986,454 |
| 人 件 費 | 2,447,554 | 2,365,859 |
| 物 件 費 | 1,565,801 | 1,466,338 |
| 税 金 | 78,657 | 154,256 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 446,917 | 549,966 |
| 貸倒引当金繰入額 | 191,849 | 328,239 |
| そ の 他 資 産 償 却 | 70 | 40 |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 254,997 | 221,687 |

(単位:千円)

| 科 目 | 第70期 (令和2年度) | 第71期 (令和3年度) |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| 経 常 利 益 | 772,981 | 770,534 |
| 特 別 利 益 | 95 | — |
| 固 定 資 産 処 分 益 | 95 | — |
| 特 別 損 失 | 5,708 | 5,207 |
| 固 定 資 産 処 分 損 | 5,708 | 2,167 |
| 減 損 損 失 | — | 3,039 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 767,368 | 765,326 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 143,233 | 235,749 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 79,539 | 20,822 |
| 法 人 税 等 合 計 | 222,773 | 256,572 |
| 当 期 純 利 益 | 544,594 | 508,754 |
| 繰 越 金 (当 期 首 残 高) | 1,117,511 | 1,096,219 |
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 1,662,106 | 1,604,974 |

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.子会社等との取引による収益総額 1百万円

子会社等との取引による費用総額 136百万円

3.出資1口当たりの当期純利益 337円17銭

4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、267百万円であります。

5.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

6.当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位:千円)

| 地 域 | 主な用途 | 種 類 | 減損損失 |
|-----|---------|--------|-------|
| 朝来市 | 営業店舗1ヵ店 | 事業用不動産 | 3,039 |
| 合 計 | | | 3,039 |

営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。

本部、研修所、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないところから共用資産としております。

継続的な営業損失等により、資産グループ1ヵ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額3,039千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額を適用しており、正味売却価額については、不動産鑑定評価額を基礎に測定しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

| 科 目 | 第70期 (令和2年度) | 第71期 (令和3年度) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 1,662,106,704 | 1,604,974,076 |
| 剰 余 金 処 分 額 | 565,886,926 | 559,453,089 |
| 出 資 配 当 金 | 59,517,926 (年4.0%) | 59,333,089 (年4.0%) |
| 利 益 準 備 金 | 6,369,000 | 120,000 |
| 特 別 積 立 金 | 500,000,000 | 500,000,000 |
| 繰 越 金 (当 期 末 残 高) | 1,096,219,778 | 1,045,520,987 |

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合等」に該当していますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「有限責任 あづさ監査法人」の監査を受け、適法と認められています。

財務諸表の適正性および内部監査の有効性

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書の適正性および同書類作成にかかる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日

兵庫県信用組合 理事長

橋爪秀明

経営指標

総資産利益率

(単位:%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.15 | 0.14 |
| 総資産当期純利益率 | 0.11 | 0.09 |

預貸率・預証率

(単位:%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|
| 預貸率 | 期中平均 | 53.50 |
| | 期末 | 57.35 |
| 預証率 | 期中平均 | 34.45 |
| | 期末 | 37.20 |
| 預貸率 | 52.34 | |
| 預証率 | 33.84 | |

利回・利鞘

(単位:%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|
| 資金運用利回 | 1.11 | 1.01 |
| 資金調達原価率 | 0.95 | 0.85 |
| 総資金利鞘 | 0.16 | 0.16 |
| 預金貸出金利鞘 | 0.44 | 0.42 |

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円・%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|---------|
| 資金運用勘定 | 平均残高 | 474,193 |
| | 利息 | 5,299 |
| | 利回り | 1.11 |
| うち貸出金 | 平均残高 | 234,438 |
| | 利息 | 3,339 |
| | 利回り | 1.42 |
| うち預け金 | 平均残高 | 86,609 |
| | 利息 | 77 |
| | 利回り | 0.08 |
| うち有価証券 | 平均残高 | 150,944 |
| | 利息 | 1,821 |
| | 利回り | 1.20 |
| 資金調達勘定 | 平均残高 | 453,160 |
| | 利息 | 268 |
| | 利回り | 0.05 |
| うち預金積金 | 平均残高 | 438,125 |
| | 利息 | 274 |
| | 利回り | 0.06 |
| うち借用金 | 平均残高 | 14,768 |
| | 利息 | △ 7 |
| | 利回り | △ 0.05 |
| | | △ 0.08 |

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度94百万円、令和3年度82百万円)を、それぞれ控除して表示しています。

受取利息・支払利息

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 項目 | 期末残高 | 増減額 | 期末残高 | 増減額 |
| 受取利息 | 5,299 | △ 124 | 5,155 | △ 143 |
| 支払利息 | 268 | △ 59 | 185 | △ 83 |

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------|-------|------|-------|-----|
| 項目 | 期末残高 | 増減額 | 期末残高 | 増減額 |
| 一般貸倒引当金 | 267 | 17 | 267 | △ 0 |
| 個別貸倒引当金 | 1,805 | △ 46 | 1,943 | 137 |
| 貸倒引当金合計 | 2,073 | △ 28 | 2,211 | 137 |

貸出金償却額

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|
| 貸出金償却額 | 5 | 2 |

粗利益・業務純益

(単位:百万円・%)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------------------|-------|-------|
| 資金運用収支 | 5,031 | 4,970 |
| | 5,299 | 5,155 |
| | 268 | 185 |
| 役務取引等収支 | 60 | 67 |
| | 380 | 271 |
| | 320 | 203 |
| その他業務収支 | 101 | 101 |
| | 357 | 144 |
| | 255 | 42 |
| 業務粗利益 | 5,193 | 5,140 |
| 業務粗利益率 | 1.09 | 1.01 |
| 業務純益 | 1,106 | 1,166 |
| 実質業務純益 | 1,123 | 1,166 |
| コア業務純益 | 1,029 | 1,074 |
| コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。) | 914 | 1,035 |

役務取引の状況

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|
| 役務取引等収益 | 380 | 271 |
| | 238 | 125 |
| | 141 | 146 |
| | 0 | 0 |
| 役務取引等費用 | 320 | 203 |
| | 142 | 43 |
| | 8 | 8 |
| | 168 | 151 |

その他業務収支の内訳

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|
| その他業務収益 | 357 | 144 |
| | 0 | 0 |
| | 339 | 131 |
| | 8 | 1 |
| | 8 | 12 |
| その他業務費用 | 255 | 42 |
| | — | 0 |
| | — | 40 |
| | 254 | — |
| | 1 | 2 |

経費の内訳

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|-------|-------|
| 人件費 | 2,447 | 2,365 |
| 報酬給料手当 | 1,987 | 1,932 |
| 賞与引当金純繰入額 | △ 0 | △ 5 |
| 役員賞与引当金純繰入額 | — | — |
| 退職給付費用(勤務費用等) | 132 | 129 |
| 退職給付費用(臨時分) | △ 7 | △ 20 |
| 役員退職金 | 1 | 2 |
| 役員退職慰労引当金純繰入額 | 28 | 31 |
| 社会保険料等 | 305 | 296 |
| 物件費 | 1,565 | 1,466 |
| 事務費 | 752 | 685 |
| 固定資産費 | 209 | 185 |
| 事業費 | 69 | 70 |
| 人事厚生費 | 77 | 48 |
| 預金保険料 | 129 | 132 |
| その他 | 328 | 344 |
| 税金 | 78 | 154 |
| 費用合計 | 4,092 | 3,986 |

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

| 区分 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|-----|---------|---------|
| 送金振込 | 仕向 | 245,994 | 227,793 |
| | 被仕向 | 275,666 | 283,847 |
| 代金取立 | 仕向 | 13,393 | 11,930 |
| | 被仕向 | 1,277 | 942 |

外国為替取次実績

(単位:千米ドル)

| 区分 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 貿易 | 輸出 | 47 | 431 |
| | 輸入 | 2,144 | 1,701 |
| 貿易外 | 外国送金等 | 116 | 77 |
| | 外貨預金 | 1,192 | 651 |
| 合計 | | 3,499 | 2,861 |

報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

当組合では、理事全員および監事全員(非常勤を含みます。)の報酬体系を開示しています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決議しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決議しています。

また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で決議を得た後、支払っています。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- ①決定方法 ②支払手段 ③決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:千円)

| 区分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|----|-----------|----------------|
| 理事 | 78,090 | 140,000 |
| 監事 | 15,600 | 35,000 |
| 合計 | 93,690 | 175,000 |

(注) 1.左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事10名、監事3名です(退任役員を含みます。)。

3.使用人兼務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含みます。)は、36.2百万円です。

4.左記以外に支払った役員退職慰労金は理事4百万円、監事はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2.「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3.「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4.当組合の職員の給与、賞与および退職金は、当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非常営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績運動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていなかったため、職員が過度なリスクテイクを引起す報酬体系はありません。

預金に関する指標

預金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

| 科目 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | |
|--------|---------|---------|---------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | |
| 流動性預金 | 当座預金 | 18,476 | 4.21 | 19,034 | 4.08 |
| | 普通預金 | 125,848 | 28.72 | 162,548 | 34.88 |
| 定期預金 | 貯蓄預金 | 952 | 0.21 | 982 | 0.21 |
| | 通知預金 | 456 | 0.10 | 173 | 0.03 |
| 定期預金 | 定期預金 | 283,031 | 64.60 | 273,631 | 58.73 |
| | 定期積金 | 8,791 | 2.00 | 8,920 | 1.91 |
| 譲渡性預金 | | — | — | — | — |
| その他の預金 | | 568 | 0.12 | 612 | 0.13 |
| 合計 | 438,125 | 100.00 | 465,903 | 100.00 | |

金利区分別の定期預金残高

(単位:百万円)

| 区分 | 令和2年度末 | 令和3年度末 |
|------|---------|---------|
| 固定金利 | 275,328 | 272,584 |
| 変動金利 | 7 | 7 |
| その他 | — | — |
| 合計 | 275,335 | 272,591 |

(注) 固定金利には、期日指定定期預金を含んでいます。

預金者別預金残高

(単位:百万円)

| 区分 | 令和2年度末 | 令和3年度末 |
|--------|---------|---------|
| 一般法人 | 112,000 | 115,352 |
| 公金 | 10,374 | 12,104 |
| 金融機関 | 121 | 19 |
| 個人 | 305,979 | 304,494 |
| 合計 | 428,475 | 431,970 |
| 組合員預金 | 368,051 | 376,492 |
| 組合員外預金 | 60,424 | 55,477 |

(注) 国等および組合員と生計を一にする配偶者等の預金は、組合員預金に含まれています。

〈有価証券に関する指標〉

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円・%)

| 項目 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 国 債 | 45,386 | 30.06 | 51,637 | 32.74 |
| 地 方 債 | 35,322 | 23.40 | 36,068 | 22.87 |
| 短 期 社 債 | — | — | — | — |
| 社 債 | 25,433 | 16.84 | 28,637 | 18.16 |
| 株 式 | 260 | 0.17 | 80 | 0.05 |
| 外 国 証 券 | 18,955 | 12.55 | 24,981 | 15.84 |
| その他の証券 | 25,585 | 16.95 | 16,289 | 10.32 |
| 合 計 | 150,944 | 100.00 | 157,695 | 100.00 |

(注) 商品有価証券はありません。

有価証券種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度末 | 4,105 | 2,282 | 34,396 | — | 合計 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| | | | | | | 1年以内 | 1年超5年以内 |
| 国 債 | 令和2年度末 | 12,117 | 4,105 | 2,282 | 34,396 | — | 52,901 |
| 地 方 債 | 令和3年度末 | 4,042 | — | 2,236 | 43,573 | — | 49,852 |
| 短 期 社 債 | 令和2年度末 | 803 | 6,201 | 13,816 | 15,794 | — | 36,615 |
| 社 債 | 令和3年度末 | — | 10,129 | 8,530 | 19,033 | — | 37,692 |
| 株 式 | 令和2年度末 | — | — | — | — | — | — |
| 外 国 証 券 | 令和3年度末 | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | 令和2年度末 | 3,503 | 6,879 | 9,095 | 7,816 | — | 27,294 |
| 合 計 | 令和3年度末 | 2,514 | 5,847 | 12,045 | 8,107 | — | 28,515 |
| 株 式 | 令和2年度末 | — | — | — | — | 260 | 260 |
| 外 国 証 券 | 令和3年度末 | — | — | — | — | 79 | 79 |
| その他の証券 | 令和2年度末 | 501 | 5,733 | 3,025 | 16,318 | — | 25,577 |
| 合 計 | 令和3年度末 | 500 | 4,011 | 4,323 | 17,166 | — | 26,000 |
| その他の証券 | 令和2年度末 | 929 | 4,245 | 5,058 | 484 | 6,036 | 16,754 |
| 合 計 | 令和3年度末 | — | 6,203 | 3,044 | 482 | 7,111 | 16,841 |
| 合 計 | 令和2年度末 | 17,854 | 27,163 | 33,278 | 74,810 | 6,296 | 159,403 |
| 合 計 | 令和3年度末 | 7,056 | 26,192 | 30,178 | 88,363 | 7,191 | 158,982 |

有価証券の時価等情報

- 「売買目的有価証券」、「子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの」、「金銭の信託」および「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引に該当するデリバティブ取引等」はありません。
- 下表(1)の「時価」および同(2)の「貸借対照表計上額」は、各事業年度末における市場価格等に基づいています。
- 下表の「社債」には政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
- 下表の「その他」には外国証券、投資信託が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| 種類 | 令和2年度末 | | | 令和3年度末 | | |
|--------------------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国 債 | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | — | — | — | — | — |
| | そ の 他 | 4,500 | 4,650 | 150 | 2,500 | 2,579 |
| | 小 計 | 4,500 | 4,650 | 150 | 2,500 | 2,579 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国 債 | — | — | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — | — | — |
| | 社 債 | — | — | — | — | — |
| | そ の 他 | 7,299 | 7,076 | △ 223 | 10,099 | 9,469 |
| | 小 計 | 7,299 | 7,076 | △ 223 | 10,099 | 9,469 |
| 合 計 | 11,799 | 11,726 | △ 73 | 12,599 | 12,048 | △ 551 |

(2) その他有価証券

(単位:百万円)

| 種類 | 令和2年度末 | | | 令和3年度末 | | |
|----------------------|----------|---------|---------|----------|---------|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | — | — | — | — | — |
| | 債 券 | 86,598 | 81,264 | 5,334 | 68,331 | 64,248 |
| | 国 債 | 40,074 | 36,912 | 3,162 | 30,181 | 27,701 |
| | 地 方 債 | 31,579 | 29,743 | 1,835 | 27,638 | 26,254 |
| | 社 債 | 14,944 | 14,609 | 335 | 10,511 | 10,292 |
| | そ の 他 | 20,815 | 19,357 | 1,458 | 16,312 | 15,109 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 小 計 | 107,414 | 100,621 | 6,793 | 84,643 | 79,358 |
| | 株 式 | — | — | — | — | — |
| | 債 券 | 30,212 | 30,625 | △ 412 | 47,728 | 49,232 |
| | 国 債 | 12,826 | 13,025 | △ 198 | 19,671 | 20,510 |
| | 地 方 債 | 5,036 | 5,111 | △ 74 | 10,053 | 10,340 |
| | 社 債 | 12,349 | 12,488 | △ 139 | 18,003 | 18,381 |
| 合 計 | そ の 他 | 9,716 | 10,121 | △ 405 | 13,930 | 14,957 |
| | 小 計 | 39,928 | 40,746 | △ 817 | 61,658 | 64,190 |
| 合 計 | 147,343 | 141,367 | 5,975 | 146,302 | 143,548 | 2,754 |

(3) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度末 | | 令和3年度末 | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 貸 借 対 照 表 計 上 額 | 貸 借 対 照 表 計 上 額 | 貸 借 対 照 表 計 上 額 | 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
| 子会社・子法人等株式 | 10 | — | 10 | — |
| 非 上 場 株 式 | 250 | — | 69 | — |
| 全 信 組 連 出 資 金 | 2,201 | — | 2,201 | — |
| 合 計 | 2,461 | — | 2,280 | — |

(注) 1.子会社・子法人等株式、非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

〈貸出金等に関する指標〉

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円・%)

| 科 目 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 割引手形 | 3,206 | 1.36 | 2,640 | 1.08 |
| 手形貸付 | 10,496 | 4.47 | 8,753 | 3.58 |
| 証書貸付 | 217,101 | 92.60 | 228,804 | 93.81 |
| 当座貸越 | 3,634 | 1.55 | 3,696 | 1.51 |
| 合 計 | 234,438 | 100.00 | 243,895 | 100.00 |

使途別の貸出金残高

(単位:百万円・%)

| 項 目 | 令和2年度末 | | 令和3年度末 | |
|-------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 運転資金 | 176,166 | 71.67 | 179,888 | 71.99 |
| 設備資金 | 45,105 | 18.35 | 46,164 | 18.47 |
| 消費的支出 | 5,562 | 2.26 | 5,352 | 2.14 |
| 資産的支出 | 18,938 | 7.70 | 18,452 | 7.38 |
| 合 計 | 245,772 | 100.00 | 249,857 | 100.00 |

担保の種類別の貸出金残高・債務保証見返額

(単位:百万円)

| 項 目 | 貸出金残高 | | 債務保証見返額 | |
|-------------|---------|---------|---------|--------|
| | 令和2年度末 | 令和3年度末 | 令和2年度末 | 令和3年度末 |
| 当組合預金積金 | 8,529 | 8,774 | 2 | 2 |
| 有価証券 | 43 | 42 | — | — |
| 不動産 | 50,715 | 50,426 | — | — |
| その他の | — | — | — | — |
| 小計 | 59,288 | 59,242 | 2 | 2 |
| 信用保証協会・信用保険 | 107,210 | 110,880 | — | — |
| 保証 | 55,780 | 52,667 | 98 | 80 |
| 信用 | 23,493 | 27,067 | 33 | 27 |
| 合 計 | 245,772 | 249,857 | 134 | 110 |

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

| 項 目 | 令和2年度末 | 令和3年度末 |
|----------------|--------|--------|
| 全国信用協同組合連合会 | — | — |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 60 | 48 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 40 | 33 |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | 1,399 | 1,183 |
| 独立行政法人福祉医療機構 | 114 | 98 |
| その他の | 130 | 125 |
| 合 計 | 1,745 | 1,489 |

金利区分別の貸出金残高

(単位:百万円)

| 項 目 | 令和2年度末 | 令和3年度末 |
|------|---------|---------|
| 固定金利 | 114,344 | 114,553 |
| 変動金利 | 131,427 | 135,303 |
| 合 計 | 245,772 | 249,857 |

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

| 項 目 | 令和2年度末 | 令和3年度末 |
|--------|--------|--------|
| 消費者ローン | 2,942 | 2,705 |
| 住宅ローン | 13,203 | 12,735 |
| 合 計 | 16,145 | 15,441 |

業種別貸出金残高・貸出金総額に占める割合

(単位:百万円・%)

| 業種別 | 令和2年度末 | | 令和3年度末 | |
|-----------------|---------|--------|---------|--------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 製造業 | 49,122 | 19.98 | 49,371 | 19.75 |
| 農業、林業 | 284 | 0.11 | 340 | 0.13 |
| 漁業 | — | — | 4 | 0.00 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — |
| 建設業 | 34,307 | 13.95 | 35,180 | 14.08 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 191 | 0.07 | 165 | 0.06 |
| 情報通信業 | 523 | 0.21 | 603 | 0.24 |
| 輸送業、郵便業 | 16,898 | 6.87 | 16,866 | 6.75 |
| 卸売業、小売業 | 44,549 | 18.12 | 44,967 | 17.99 |
| 金融業、保険業 | 7,261 | 2.95 | 8,292 | 3.31 |
| 不動産業 | 27,937 | 11.36 | 29,430 | 11.77 |
| 物品賃貸業 | 996 | 0.40 | 971 | 0.38 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 3,734 | 1.51 | 3,526 | 1.41 |
| 宿泊業 | 1,961 | 0.79 | 1,731 | 0.69 |
| 飲食業 | 4,485 | 1.82 | 4,446 | 1.77 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,451 | 0.59 | 1,428 | 0.57 |
| 教育、学習支援業 | 676 | 0.27 | 711 | 0.28 |
| 医療、福祉 | 4,346 | 1.76 | 4,624 | 1.85 |
| その他のサービス | 13,171 | 5.35 | 14,352 | 5.74 |
| その他の産業 | 2,069 | 0.84 | 1,822 | 0.72 |
| 小計 | 213,968 | 87.05 | 218,839 | 87.58 |
| 国・地方公共団体等 | 7,303 | 2.97 | 7,213 | 2.88 |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 24,500 | 9.96 | 23,804 | 9.52 |
| 合計 | 245,772 | 100.00 | 249,857 | 100.00 |
| 組合員貸出 | 237,654 | 96.69 | 242,139 | 96.91 |
| 組合員外貸出 | 8,118 | 3.30 | 7,717 | 3.08 |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金等の分類

協金法開示債権(リスク管理債権)および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

| 区分 | | 債権額(A) | 担保・保証(B) | 貸倒引当金(C) | 保全額(D)=(B)+(C) | 保全率(D)/(A) | 貸倒引当金引当率(C)/(A-B) |
|--------------------|-------|---------|----------|----------|----------------|------------|-------------------|
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 令和2年度 | 2,094 | 1,289 | 804 | 2,094 | 100.00 | 100.00 |
| | 令和3年度 | 2,243 | 1,384 | 858 | 2,243 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 令和2年度 | 9,244 | 7,064 | 1,001 | 8,065 | 87.24 | 45.90 |
| | 令和3年度 | 9,692 | 7,534 | 1,044 | 8,578 | 88.51 | 48.41 |
| 要管理債権 | 令和2年度 | 17 | 17 | 3 | 20 | 100.00 | — |
| | 令和3年度 | 12 | 12 | 1 | 13 | 100.00 | — |
| 三ヶ月以上延滞債権 | 令和2年度 | — | — | — | — | — | — |
| | 令和3年度 | — | — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 令和2年度 | 17 | 17 | 3 | 20 | 100.00 | — |
| | 令和3年度 | 12 | 12 | 1 | 13 | 100.00 | — |
| 小計 | 令和2年度 | 11,356 | 8,371 | 1,808 | 10,180 | 89.64 | 60.59 |
| | 令和3年度 | 11,948 | 8,931 | 1,905 | 10,836 | 90.69 | 63.14 |
| 正常債権 | 令和2年度 | 234,623 | | | | | |
| | 令和3年度 | 238,091 | | | | | |
| 合計 | 令和2年度 | 245,979 | | | | | |
| | 令和3年度 | 250,039 | | | | | |

- 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 「要管理債権」とは、「三ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金(1および2に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2および4に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権(1、2および3に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(C)」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 金額は、決算後(償却後)の計数です。



自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等で構成されています。

令和4年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

1. 発行主体: 兵庫県信用組合 2. 資本調達手段の種類: 普通出資 3. コア資本に係る基礎項目の額に算入された額: 1,498百万円

(単位: 百万円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額 | 28,332 | 28,782 |
| うち、出資金および資本剰余金の額 | 1,498 | 1,498 |
| うち、利益剰余金の額 | 26,894 | 27,343 |
| うち、外部流出予定額(△) | 59 | 59 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 320 | 300 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 320 | 300 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 28,653 | 29,082 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額 | 73 | 68 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 73 | 68 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少數出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 73 | 68 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ) | 28,579 | 29,014 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 157,298 | 158,963 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △1,502 | △150 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △1,502 | △150 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 10,196 | 10,090 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 167,495 | 169,053 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 17.06% | 17.16% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」にかかる算式に基づき算出しています。

なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2.自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性と安全性を十分保持しています。

将来の自己資本充実策につきましては、事業計画に基づき得られた利益による資本の積上げを第一義的な自己資本の充実策としていきます。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(A) | 157,298 | 6,291 | 158,963 | 6,358 |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 150,927 | 6,037 | 150,548 | 6,021 |
| ソブリン向け | 298 | 11 | 333 | 13 |
| 金融機関向け | 15,514 | 620 | 15,503 | 620 |
| 法人等向け | 49,115 | 1,964 | 51,929 | 2,077 |
| 中小企業等・個人向け | 34,446 | 1,377 | 32,919 | 1,316 |
| 抵当権付住宅ローン | 1,770 | 70 | 1,654 | 66 |
| 不動産取得等事業向け | 25,588 | 1,023 | 26,481 | 1,059 |
| 三月以上延滞等 | 279 | 11 | 70 | 2 |
| 信用保証協会等による保証 | 4,103 | 164 | 4,554 | 182 |
| 出資等 | 260 | 10 | 80 | 3 |
| 出資等のエクスポージャー | 260 | 10 | 80 | 3 |
| 重要な出資のエクspoージャー | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー | 2,504 | 100 | 251 | 10 |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー | 2,201 | 88 | 2,201 | 88 |
| 証券化エクspoージャー | — | — | — | — |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー | 7,217 | 288 | 7,958 | 318 |
| レック・スルー方式 | 7,217 | 288 | 7,958 | 318 |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 1,502 | △ 60 | △ 150 | △ 6 |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 652 | 26 | 601 | 24 |
| 中央清算機関関連エクspoージャー | 3 | 0 | 5 | 0 |
| オペレーション・リスク(B) | 10,196 | 407 | 10,090 | 403 |
| 単体総所要自己資本額(A+B) | 167,495 | 6,699 | 169,053 | 6,762 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。なお、当組合では派生商品取引は取扱っていません。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクspoージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
 5. オペレーション・リスクについて、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーション・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5~6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

Moody's、R&I、JCR、S&Pの4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

業種別および残存期間別

(単位:百万円)

| 業種区分 期間区分 | エクspoージャー 区分 | 信用リスクエクspoージャー期末残高 | | | | | | 三月以上延滞 エクspoージャー | | |
|-----------------|-----------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------------|------------|------------|
| | | 貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 | | 債券(国内) | | 債券(国外) | | | | |
| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| 製造業 | 54,753 | 54,700 | 49,148 | 49,394 | 5,604 | 5,305 | — | — | 59 | 58 |
| 農業、林業 | 285 | 340 | 285 | 340 | — | — | — | — | 2 | 2 |
| 漁業 | — | 4 | — | 4 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 100 | 200 | — | — | 100 | 200 | — | — | — | — |
| 建設業 | 34,623 | 35,489 | 34,323 | 35,189 | 300 | 300 | — | — | 72 | 86 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 893 | 1,767 | 191 | 165 | 701 | 1,602 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 722 | 803 | 523 | 603 | 199 | 199 | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 27,990 | 27,954 | 16,970 | 16,920 | 11,019 | 11,033 | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 46,197 | 47,020 | 44,590 | 45,014 | 1,606 | 2,005 | — | — | 67 | 58 |
| 金融業、保険業 | 93,949 | 91,388 | 7,262 | 8,294 | 3,826 | 3,803 | 14,271 | 15,358 | — | — |
| 不動産業 | 31,721 | 33,702 | 27,942 | 29,436 | 3,778 | 4,265 | — | — | 20 | — |
| 物品賃貸業 | 996 | 971 | 996 | 971 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 3,748 | 3,533 | 3,748 | 3,533 | — | — | — | — | 31 | — |
| 宿泊業 | 1,961 | 1,732 | 1,961 | 1,732 | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | 4,490 | 4,447 | 4,490 | 4,447 | — | — | — | — | 2 | 4 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,451 | 1,428 | 1,451 | 1,428 | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | 676 | 711 | 676 | 711 | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 4,348 | 4,625 | 4,348 | 4,625 | — | — | — | — | 1 | 1 |
| その他のサービス | 13,177 | 14,357 | 13,177 | 14,357 | — | — | — | — | 61 | 18 |
| その他の産業 | 2,110 | 1,857 | 2,110 | 1,857 | — | — | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | 92,304 | 92,268 | 7,306 | 7,269 | 84,997 | 84,998 | — | — | — | — |
| 個人 | 24,524 | 23,822 | 24,524 | 23,822 | — | — | — | — | 76 | 26 |
| その他 | 42,472 | 45,289 | — | — | — | — | 11,987 | 11,857 | — | — |
| 業種別合計 | 483,499 | 488,416 | 246,031 | 250,120 | 112,135 | 113,716 | 26,259 | 27,215 | 394 | 255 |
| 1年以下 | 116,049 | 100,273 | 32,789 | 31,491 | 16,333 | 6,525 | 538 | 525 | | |
| 1年超3年以下 | 28,437 | 28,837 | 16,158 | 17,774 | 8,246 | 4,927 | 2,728 | 4,005 | | |
| 3年超5年以下 | 39,152 | 34,700 | 27,400 | 25,016 | 5,650 | 4,944 | 3,089 | — | | |
| 5年超7年以下 | 35,283 | 32,168 | 24,650 | 24,262 | 4,308 | 3,261 | — | 1,083 | | |
| 7年超10年以下 | 103,550 | 111,705 | 86,071 | 88,192 | 14,402 | 20,051 | 3,076 | 3,461 | | |
| 10年超 | 135,598 | 149,776 | 55,078 | 57,131 | 63,194 | 74,005 | 16,825 | 18,138 | | |
| 期間の定めのないもの | 25,427 | 30,954 | 3,881 | 6,252 | — | — | — | — | | |
| 残存期間別合計 | 483,499 | 488,416 | 246,031 | 250,120 | 112,135 | 113,716 | 26,259 | 27,215 | | |

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本または利息の支払いが約定期支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者にかかるエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には、現金、株式、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、継延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれていません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

32ページをご参照ください。

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は、上記残高等に含めていません。

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | | | |
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 目的使用 | その他 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 製造業 | 561 | 536 | 39 | 54 | 1 | 0 | 62 | 36 | 536 | 554 | 6 | 0 | — | — |
| 農業、林業 | — | 0 | 0 | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 117 | 106 | 9 | 6 | — | 3 | 20 | 17 | 106 | 91 | — | 5 | — | — |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 23 | 24 | 1 | 8 | — | — | 0 | — | 24 | 33 | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 469 | 425 | 85 | 154 | 8 | 20 | 120 | 16 | 425 | 543 | 8 | 20 | — | — |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 237 | 240 | 7 | 21 | — | — | 3 | 4 | 240 | 257 | — | — | — | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 7 | 5 | — | 0 | — | — | 2 | — | 5 | 5 | — | — | — | — |
| 宿泊業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | 22 | 38 | 16 | 1 | — | — | 0 | 9 | 38 | 30 | — | — | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 144 | 155 | 11 | 1 | — | — | 0 | 0 | 155 | 156 | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 12 | 18 | 6 | — | — | — | — | — | 18 | 18 | — | — | — | — |
| その他のサービス | 67 | 111 | 48 | 11 | — | 2 | 3 | 5 | 111 | 115 | — | 2 | — | — |
| その他の産業 | 81 | 40 | 0 | 0 | — | — | 40 | — | 40 | 40 | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 107 | 101 | 0 | 0 | — | — | 6 | 5 | 101 | 96 | — | — | — | — |
| 合計 | 1,851 | 1,805 | 226 | 260 | 9 | 26 | 262 | 95 | 1,805 | 1,943 | 14 | 28 | — | — |

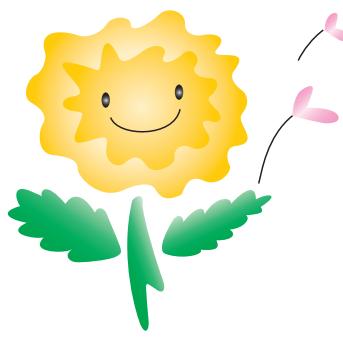
(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト 区分(%) | エクspoージャーの額 | | | |
|-----------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | 5,848 | 109,987 | 6,018 | 109,655 |
| 10% | — | 100,988 | — | 105,217 |
| 20% | 92,692 | 2,917 | 90,823 | 2,931 |
| 35% | — | 5,071 | — | 4,736 |
| 50% | 19,333 | 138 | 22,831 | 79 |
| 75% | — | 54,801 | — | 52,780 |
| 100% | 1,100 | 88,916 | 1,415 | 90,751 |
| 150% | — | 173 | — | 42 |
| 250% | — | 2,056 | — | 1,132 |
| 1250% | — | — | — | — |
| 合計 | 118,974 | 365,052 | 121,089 | 367,326 |

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれていません。



けんしんキャラクター
たんぽぽ妖精“ぽっぽちゃん”

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。当組合では、融資の審査に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をしていただく等適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っています。

当組合が自己資本比率算出上採用する信用リスク削減手法について、適格金融資産担保としては自組合預金積金、保証としては地方公共団体、民間保証会社によるものがあります。また、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」があります。保証会社に関する信用度の評価は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「事務取扱要領」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当します。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|--|-----------|----------|--------|-------|-------|--------------|-------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート | | 10,325 | 10,612 | 7,605 | 4,504 | — | — |
| ソブリーン向け | | 349 | 420 | 3,584 | 902 | — | — |
| 金融機関向け | | — | — | — | — | — | — |
| 法人等向け | | 2,938 | 3,008 | — | — | — | — |
| 中小企業等・個人向け | | 6,129 | 6,362 | 3,939 | 3,567 | — | — |
| 抵当権付住宅ローン | | 6 | 2 | — | — | — | — |
| 不動産取得等事業向け | | 881 | 811 | 81 | 34 | — | — |
| 三月以上延滞等 | | 21 | 7 | — | — | — | — |
| 出資等 | | — | — | — | — | — | — |
| 出資等のエクスポート | | — | — | — | — | — | — |
| 重要な出資のエクスポート | | — | — | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポート | | — | — | — | — | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート | | — | — | — | — | — | — |

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポート)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポート)を含みません。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------|---------------|---------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレント・エクスポート方式 | カレント・エクスポート方式 |
| グロス再構築コストの額 | — | — |

(単位:百万円)

| | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 | | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 | |
|---------------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 派生商品取引合計 | 2,175 | 2,005 | 2,175 | 2,005 |
| 外国為替関連取引 | 1,764 | 1,597 | 1,764 | 1,597 |
| 金利関連取引 | 2 | 29 | 2 | 29 |
| 金関連取引 | — | — | — | — |
| 株式関連取引 | — | — | — | — |
| 貴金属(金を除く)関連取引 | — | — | — | — |
| その他コモディティ関連取引 | 67 | 73 | 67 | 73 |
| クレジット・デリバティブ | 341 | 305 | 341 | 305 |
| 長期決済期間取引 | — | — | — | — |
| 合計 | 2,175 | 2,005 | 2,175 | 2,005 |

(注) 上記金額は、当組合が保有する投資信託等に内包する派生商品取引であり、当組合自ら当該取引を行っていません。

6. 証券化エクスポートージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当組合は、オリジネーターとしての取引は行っておらず、投資家としての立場から証券化エクスポートージャーを保有することとしています。運用に際しては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報を把握する等の管理手法をとっています。

また、証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用するほか、5~6ページの「リスク管理体制」に沿った取組みを行うこととしています。

投資家として保有する信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する事項

証券化エクスポートージャーおよび再証券化エクスポートージャーに該当する取引はありません。

7. オペレーションル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5~6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

6ページの「オペレーションル・リスク管理」をご参照ください。

8. 出資等エクスポートージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポートージャーまたは株式等エクスポートージャーに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に経営会議やALM委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、当組合が定める「資金運用規程」および「自己査定基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

出資等エクスポートージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポートージャーの貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|--------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 624 | 624 | 696 | 696 |
| 非上場株式等 | 3,724 | — | 3,337 | — |
| 合計 | 4,348 | 624 | 4,034 | 696 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 全国信用協同組合連合会向けの普通出資を含む一方、保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)については含んでいません。

3. 投資信託等複数の資産を裏付とするエクスポートージャーのうち、上場・非上場の確認および裏付資産の一部だけの貸借対照表計上額や時価の把握が困難なエクスポートージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポートージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|
| 売却益 | 1 | 96 |
| 売却損 | — | — |
| 償却 | — | — |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | 24 | △3 |

(注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

2. 保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)のほか、裏付資産に含まれる出資等エクスポートージャーのみにかかる評価損益の額を把握することが困難な投資信託については、含まれていません。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | — | — |

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー | 16,919 | 17,797 |
| マンデート方式を適用するエクspoージャー | — | — |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー | — | — |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー | — | — |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー | — | — |

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、経営管理部が所管しています。

具体的には、理事会で金利リスク管理に関する重要な事項を決議し、その方針に則り、経営管理部が、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等により金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にALM委員会に報告、提言をしています。

ALM委員会においては、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調整を行っています。

(2) 金利リスク

(単位:百万円)

| IRRBB1:金利リスク | | △EVE | | | | △NII | | | |
|--------------|-----------|--------|--------|------|------|--------|-------|----------|--|
| 項目番号 | 説明 | 当期末 | | 前期末 | | 当期末 | | 前期末 | |
| 1 | 上方パラレルシフト | 16,721 | 15,309 | 303 | 359 | | | | |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | △288 | △404 | | | | |
| 3 | ステイプル化 | 14,659 | 12,744 | | | | | | |
| 4 | フラット化 | | | | | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | | | | | |
| 7 | 最大値 | 16,721 | 15,309 | 303 | 359 | | | | |
| △ | 自己資本の額 | ホ | | ヘ | | 参考 | | (単位:百万円) | |
| | | 当期末 | | 前期末 | | VaRベース | 3,432 | 2,710 | |

(参考) (単位:百万円)

当期末 前期末

VaRベース 3,432 2,710

(保有期間:60日、信頼区間:99%、観測期間:1年)

(注) 金利リスクに関する事項については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。



連結財務諸表

子会社等の状況

令和3年度の連結子会社は、「けんしんサービス株式会社」の1社です。

| 項目 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 設立年月日 | 当組合の株式等の保有割合 | 他の子会社等の株式保有割合 |
|--------------|------------------|---------|-----------------------------|-----------|--------------|---------------|
| けんしんサービス株式会社 | 神戸市中央区栄町通3丁目2番5号 | 1,000万円 | 不動産の管理・調度品・事務用品・広告・宣伝物品の管理等 | 平成9年6月23日 | 100% | — |

(注) 上記の会社は、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2(信用協同組合の子会社の範囲等)に規定する子会社です。

連結の主要事業指標

(単位:百万円・%)

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益 | 6,868 | 6,191 | 6,301 | 6,154 | 5,737 |
| 経常利益 | 1,088 | 946 | 685 | 775 | 774 |
| 当期純利益 | 711 | 577 | 535 | 545 | 511 |
| 純資産額 | 32,409 | 33,622 | 32,671 | 32,792 | 30,892 |
| 総資産額 | 455,937 | 460,089 | 458,886 | 484,460 | 485,851 |
| 連結自己資本比率 | 15.74 | 15.49 | 15.15 | 17.08 | 17.18 |

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでいません。

連結貸借対照表

資産の部

(単位:千円)

| 科目 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|------------|-------------|-------------|
| 現金預け金 | 72,086,098 | 69,838,685 |
| 有価証券 | 159,393,694 | 158,972,229 |
| 貸出金 | 245,772,268 | 249,857,207 |
| その他資産 | 2,870,034 | 2,820,019 |
| 有形固定資産 | 6,311,125 | 6,217,696 |
| 無形固定資産 | 100,870 | 93,382 |
| 繰延税金資産 | — | 263,721 |
| 債務保証見返 | 134,147 | 110,843 |
| 貸倒引当金(△) | 2,073,635 | 2,211,335 |
| 一般貸倒引当金(△) | 267,724 | 267,639 |
| 個別貸倒引当金(△) | 1,805,910 | 1,943,695 |
| 資産の部合計 | 484,594,602 | 485,962,449 |

(注) 会計処理については、親会社の貸借対照表に準じています。

負債の部

(単位:千円)

| 科目 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|-----------|-------------|-------------|
| 預金積金 | 428,418,908 | 431,912,013 |
| 借用金 | 19,600,000 | 20,000,000 |
| その他負債 | 1,197,213 | 1,190,277 |
| 賞与引当金 | 162,803 | 157,550 |
| 退職給付引当金 | 1,224,134 | 1,157,179 |
| 役員退職慰労引当金 | 190,180 | 219,600 |
| その他の引当金 | 289,140 | 322,460 |
| 繰延税金負債 | 585,331 | — |
| 債務保証 | 134,147 | 110,843 |
| 負債の部合計 | 451,801,858 | 455,069,924 |

純資産の部

(単位:千円)

| 科目 | 令和3年3月末 | 令和4年3月末 |
|--------------|-------------|-------------|
| 出資金 | 1,498,273 | 1,498,393 |
| 利益剰余金 | 26,932,141 | 27,383,689 |
| 組合員勘定合計 | 28,430,414 | 28,882,082 |
| その他有価証券評価差額金 | 4,362,329 | 2,010,442 |
| 評価・換算差額等合計 | 4,362,329 | 2,010,442 |
| 純資産の部合計 | 32,792,743 | 30,892,525 |
| 負債及び純資産の部合計 | 484,594,602 | 485,962,449 |



連結損益計算書

(単位:千円)

| 科目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 6,154,007 | 5,737,879 |
| 資金運用収益 | 5,299,355 | 5,155,674 |
| 貸出金利息 | 3,339,634 | 3,214,737 |
| 預け金利息 | 77,037 | 85,847 |
| 有価証券利息配当金 | 1,821,166 | 1,770,655 |
| その他の受入利息 | 61,516 | 84,434 |
| 役務取引等収益 | 378,633 | 269,970 |
| その他業務収益 | 357,231 | 144,735 |
| その他経常収益 | 118,787 | 167,498 |
| 経常費用 | 5,378,461 | 4,963,802 |
| 資金調達費用 | 268,275 | 185,248 |
| 預金利息 | 271,909 | 197,594 |
| 給付補填備金繰入額 | 2,583 | 2,942 |
| 借用金利息 | △ 7,551 | △ 16,623 |
| その他の支払利息 | 1,333 | 1,334 |
| 役務取引等費用 | 320,298 | 203,967 |
| その他業務費用 | 255,421 | 42,771 |
| 経費 | 4,087,548 | 3,968,768 |
| その他経常費用 | 446,917 | 563,046 |
| 貸倒引当金繰入額 | 191,849 | 328,239 |
| 一般貸倒引当金純繰入額 | 17,406 | △ 85 |
| 個別貸倒引当金純繰入額 | 174,442 | 328,324 |
| その他の経常費用 | 255,067 | 234,807 |

(単位:千円)

| 科目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|---------|---------|
| 経常利益 | 775,545 | 774,076 |
| 特別利益 | 95 | — |
| 固定資産処分益 | 95 | — |
| 特別損失 | 5,708 | 5,207 |
| 固定資産処分損 | 5,708 | 2,167 |
| 減損損失 | — | 3,039 |
| その他の特別損失 | — | 0 |
| 税金等調整前当期純利益 | 769,932 | 768,869 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 144,767 | 236,981 |
| 法人税等調整額 | 79,539 | 20,822 |
| 当期純利益 | 545,625 | 511,065 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 545,625 | 511,065 |

(注) 会計処理については、親会社の損益計算書に準じています。

連結剰余金計算書

(単位:円)

| 科目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|----------------|----------------|
| 利益剰余金期首残高 | 26,445,897,647 | 26,932,141,441 |
| 利益剰余金増加高 | 545,625,652 | 511,065,498 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 545,625,652 | 511,065,498 |
| 利益剰余金減少高 | 59,381,858 | 59,517,526 |
| 配当金 | 59,381,858 | 59,517,526 |
| 利益剰余金期末残高 | 26,932,141,441 | 27,383,689,413 |

(注) 連結剰余金残高には利益準備金、特別積立金が含まれています。

その他

- ◆連結リスク管理債権 子会社は金融業務を行っていません。したがって、連結リスク管理債権は、単体リスク管理債権と同じです。
- ◆事業の種類別セグメント情報 子会社は、事業用不動産等の管理、調度品等の購入および管理業務等を営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。
- ◆オプション取引の時価情報 上場先物取引の売建・買建残高はありません。
- ◆令和3年度の事業・業績の概要 当組合の子会社であるけんしんサービス(株)を連結した当期の総資産額は、4,858億円(債務保証見返除く)、純資産額は308億円、純利益は774百万円、当期純利益は511百万円となりました。また、当組合グループ全体の健全性・安全性を表す連結自己資本比率は、17.18%となりました。



連結自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等で構成されています。

令和4年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

1.発行主体:兵庫県信用組合 2.資本調達手段の種類:普通出資 3.コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,498百万円

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額 | 28,370 | 28,822 |
| うち、出資金および資本剰余金の額 | 1,498 | 1,498 |
| うち、利益剰余金の額 | 26,932 | 27,383 |
| うち、外部流出予定額(△) | 59 | 59 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額等 | — | — |
| うち、為替換算調整勘定 | — | — |
| うち、退職給付に係るもの額 | — | — |
| コア資本に係る調整後少數株主持分の額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 320 | 300 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 320 | 300 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (1) | 28,691 | 29,123 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 73 | 68 |
| うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 | — | — |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 73 | 68 |
| 線延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、線延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、線延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (2) | 73 | 68 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((1)-(2)) (ハ) | 28,617 | 29,054 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 157,288 | 158,953 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △1,502 | △150 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △1,502 | △150 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 10,193 | 10,078 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーションナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 167,481 | 169,032 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率((ハ)/(二)) | 17.08% | 17.18% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」にかかる算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準により、自己資本比率を算出しています。

2.自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性と安全性を十分保持しています。

将来の自己資本充実策につきましては、事業計画に基づき得られた利益による資本の積上げを第一義的な自己資本の充実策としていきます。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

| 項目 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|--|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計(A) | 157,288 | 6,291 | 158,953 | 6,358 |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー | 150,917 | 6,036 | 150,539 | 6,021 |
| ソブリン向け | 298 | 11 | 333 | 13 |
| 金融機関向け | 15,514 | 620 | 15,503 | 620 |
| 法人等向け | 49,115 | 1,964 | 51,929 | 2,077 |
| 中小企業等・個人向け | 34,446 | 1,377 | 32,919 | 1,316 |
| 抵当権付住宅ローン | 1,770 | 70 | 1,654 | 66 |
| 不動産取得等事業向け | 25,588 | 1,023 | 26,481 | 1,059 |
| 三月以上延滞等 | 279 | 11 | 70 | 2 |
| 信用保証協会等による保証 | 4,103 | 164 | 4,554 | 182 |
| 出資等 | 250 | 10 | 70 | 2 |
| 出資等のエクスボージャー | 250 | 10 | 70 | 2 |
| 重要な出資のエクスボージャー | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー | 2,504 | 100 | 251 | 10 |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー | 2,201 | 88 | 2,201 | 88 |
| 証券化エクスボージャー | — | — | — | — |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー | 7,217 | 288 | 7,958 | 318 |
| ルック・スルー方式 | 7,217 | 288 | 7,958 | 318 |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式(400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式(1250%) | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 1,502 | △ 60 | △ 150 | △ 6 |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 652 | 26 | 601 | 24 |
| 中央清算機関関連エクスボージャー | 3 | 0 | 5 | 0 |
| オペレーションナル・リスク(B) | 10,193 | 407 | 10,078 | 403 |
| 連結総所要自己資本額(A+B) | 167,481 | 6,699 | 169,032 | 6,761 |

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。なお、当組合では派生商品取引は取扱っていません。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスボージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
 5. オペレーションナル・リスクについて、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%



3. 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5~6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

Moody's、R&I、JCR、S&Pの4社を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

業種別および残存期間別

(単位:百万円)

| 業種区分 期間区分 | エクspoージャー 区分 | 信用リスクエクspoージャー期末残高 | | | | | | 三月以上延滞 エクspoージャー | | |
|-----------------|-----------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------------|------------|------------|
| | | 貸出金、コミットメント およびその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引 | | 債券(国内) | | 債券(国外) | | | | |
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
| 製造業 | 54,753 | 54,700 | 49,148 | 49,394 | 5,604 | 5,305 | — | — | 59 | 58 |
| 農業、林業 | 285 | 340 | 285 | 340 | — | — | — | — | 2 | 2 |
| 漁業 | — | 4 | — | 4 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 100 | 200 | — | — | 100 | 200 | — | — | — | — |
| 建設業 | 34,623 | 35,489 | 34,323 | 35,189 | 300 | 300 | — | — | 72 | 86 |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | 893 | 1,767 | 191 | 165 | 701 | 1,602 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 722 | 803 | 523 | 603 | 199 | 199 | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 27,990 | 27,954 | 16,970 | 16,920 | 11,019 | 11,033 | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 46,197 | 47,020 | 44,590 | 45,014 | 1,606 | 2,005 | — | — | 67 | 58 |
| 金融業、保険業 | 93,949 | 91,388 | 7,262 | 8,294 | 3,826 | 3,803 | 14,271 | 15,358 | — | — |
| 不動産業 | 31,721 | 33,702 | 27,942 | 29,436 | 3,778 | 4,265 | — | — | 20 | — |
| 物品賃貸業 | 996 | 971 | 996 | 971 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 3,748 | 3,533 | 3,748 | 3,533 | — | — | — | — | 31 | — |
| 宿泊業 | 1,961 | 1,732 | 1,961 | 1,732 | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | 4,490 | 4,447 | 4,490 | 4,447 | — | — | — | — | 2 | 4 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,451 | 1,428 | 1,451 | 1,428 | — | — | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | 676 | 711 | 676 | 711 | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 4,348 | 4,625 | 4,348 | 4,625 | — | — | — | — | 1 | 1 |
| その他のサービス | 13,177 | 14,357 | 13,177 | 14,357 | — | — | — | — | 61 | 18 |
| その他の産業 | 2,110 | 1,857 | 2,110 | 1,857 | — | — | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | 92,304 | 92,268 | 7,306 | 7,269 | 84,997 | 84,998 | — | — | — | — |
| 個人 | 24,524 | 23,822 | 24,524 | 23,822 | — | — | — | — | 76 | 26 |
| その他 | 42,462 | 45,280 | — | — | — | — | 11,987 | 11,857 | — | — |
| 業種別合計 | 483,489 | 488,407 | 246,031 | 250,120 | 112,135 | 113,716 | 26,259 | 27,215 | 394 | 255 |
| 1年以下 | 116,049 | 100,273 | 32,789 | 31,491 | 16,333 | 6,525 | 538 | 525 | — | — |
| 1年超3年以下 | 28,437 | 28,837 | 16,158 | 17,774 | 8,246 | 4,927 | 2,728 | 4,005 | — | — |
| 3年超5年以下 | 39,152 | 34,700 | 27,400 | 25,016 | 5,650 | 4,944 | 3,089 | — | — | — |
| 5年超7年以下 | 35,283 | 32,168 | 24,650 | 24,262 | 4,308 | 3,261 | — | 1,083 | — | — |
| 7年超10年以下 | 103,550 | 111,705 | 86,071 | 88,192 | 14,402 | 20,051 | 3,076 | 3,461 | — | — |
| 10年超 | 135,598 | 149,776 | 55,078 | 57,131 | 63,194 | 74,005 | 16,825 | 18,138 | — | — |
| 期間の定めのないもの | 25,417 | 30,945 | 3,881 | 6,252 | — | — | — | — | — | — |
| 残存期間別合計 | 483,489 | 488,407 | 246,031 | 250,120 | 112,135 | 113,716 | 26,259 | 27,215 | 394 | 255 |

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には、現金、株式、投資信託、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれていません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

32ページをご参照ください。

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っていますが、当該引当金の金額は、上記残高等に含めていません。

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | | | |
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 目的使用 | その他 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 製造業 | 561 | 536 | 39 | 54 | 1 | 0 | 62 | 36 | 536 | 554 | 6 | 0 | — | — |
| 農業、林業 | — | 0 | 0 | — | — | — | — | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 117 | 106 | 9 | 6 | — | 3 | 20 | 17 | 106 | 91 | — | 5 | — | — |
| 電気、ガス、熱供給、水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 23 | 24 | 1 | 8 | — | — | 0 | — | 24 | 33 | — | — | — | — |
| 卸売業、小売業 | 469 | 425 | 85 | 154 | 8 | 20 | 120 | 16 | 425 | 543 | 8 | 20 | — | — |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 237 | 240 | 7 | 21 | — | — | 3 | 4 | 240 | 257 | — | — | — | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 7 | 5 | — | 0 | — | — | 2 | — | 5 | 5 | — | — | — | — |
| 宿泊業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 飲食業 | 22 | 38 | 16 | 1 | — | — | 0 | 9 | 38 | 30 | — | — | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 144 | 155 | 11 | 1 | — | — | 0 | 0 | 155 | 156 | — | — | — | — |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 12 | 18 | 6 | — | — | — | — | — | 18 | 18 | — | — | — | — |
| その他のサービス | 67 | 111 | 48 | 11 | — | 2 | 3 | 5 | 111 | 115 | — | 2 | — | — |
| その他の産業 | 81 | 40 | 0 | 0 | — | — | 40 | — | 40 | 40 | — | — | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 107 | 101 | 0 | 0 | — | — | 6 | 5 | 101 | 96 | — | — | — | — |
| 合計 | 1,851 | 1,805 | 226 | 260 | 9 | 26 | 262 | 95 | 1,805 | 1,943 | 14 | 28 | — | — |

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト 区分(%) | エクspoージャーの額 | | | |
|-----------------------------|-------------|---------|---------|---------|
| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | 5,848 | 109,987 | 6,018 | 109,655 |
| 10% | — | 100,988 | — | 105,217 |
| 20% | 92,692 | 2,917 | 90,823 | 2,931 |
| 35% | — | 5,071 | — | 4,736 |
| 50% | 19,333 | 138 | 22,831 | 79 |
| 75% | — | 54,801 | — | 52,780 |
| 100% | 1,100 | 88,906 | 1,415 | 90,741 |
| 150% | — | 173 | — | 42 |
| 250% | — | 2,056 | — | 1,132 |
| 1250% | — | — | — | — |
| 合計 | 118,974 | 365,042 | 121,089 | 367,317 |

注 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれていません。



4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブ等が該当します。当組合では、融資の審査に際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しています。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約をしていただく等適切な取扱いに努めています。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っています。

当組合が自己資本比率算出上採用する信用リスク削減手法について、適格金融資産担保としては自組合預金積金、保証としては地方公共団体、民間保証会社によるものがあります。また、日本銀行貸出支援基金の活用にかかる「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」があります。保証会社に関する信用度の評価は、適格格付機関が付与している格付により判定しています。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「事務取扱要領」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻し充当します。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジット・デリバティブ | |
|---|-----------|----------|--------|-------|-------|--------------|-------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | | 10,325 | 10,612 | 7,605 | 4,504 | — | — |
| ソブリーン向け | | 349 | 420 | 3,584 | 902 | — | — |
| 金融機関向け | | — | — | — | — | — | — |
| 法人等向け | | 2,938 | 3,008 | — | — | — | — |
| 中小企業等・個人向け | | 6,129 | 6,362 | 3,939 | 3,567 | — | — |
| 抵当権付住宅ローン | | 6 | 2 | — | — | — | — |
| 不動産取得等事業向け | | 881 | 811 | 81 | 34 | — | — |
| 三月以上延滞等 | | 21 | 7 | — | — | — | — |
| 出資等 | | — | — | — | — | — | — |
| 出資等のエクスポージャー | | — | — | — | — | — | — |
| 重要な出資のエクspoージャー | | — | — | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー | | — | — | — | — | — | — |
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー | | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

| 与信相当額の算出に用いる方式 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------|------------------|------------------|
| | カレント・エクspoージャー方式 | カレント・エクspoージャー方式 |
| グロス再構築コストの額 | — | — |

(単位:百万円)

| | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 | | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 | |
|---------------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 派生商品取引合計 | 2,175 | 2,005 | 2,175 | 2,005 |
| 外國為替関連取引 | 1,764 | 1,597 | 1,764 | 1,597 |
| 金利関連取引 | 2 | 29 | 2 | 29 |
| 金関連取引 | — | — | — | — |
| 株式関連取引 | — | — | — | — |
| 貴金属(金を除く)関連取引 | — | — | — | — |
| その他コモディティ関連取引 | 67 | 73 | 67 | 73 |
| クレジット・デリバティブ | 341 | 305 | 341 | 305 |
| 長期決済期間取引 | — | — | — | — |
| 合計 | 2,175 | 2,005 | 2,175 | 2,005 |

(注) 上記金額は、当組合が保有する投資信託等に内包する派生商品取引であり、当組合自ら当該取引を行っていません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当組合は、オリジネーターとしての取引は行っておらず、投資家としての立場から証券化エクスポートを保有することとしています。運用に際しては、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報を把握する等の管理手法をとっています。

また、証券化エクスポートの信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用するほか、5~6ページの「リスク管理体制」に沿った取組みを行うこととしています。

投資家として保有する信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項

証券化エクスポートおよび再証券化エクスポートに該当する取引はありません。

7. オペレーションル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

5~6ページの「リスク管理体制」をご参照ください。

(2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

6ページの「オペレーションル・リスク管理」をご参照ください。

8. 出資等エクスポートに関する事項

出資その他これに類するエクスポートまたは株式等エクスポートに関するリスク管理の方法および手続きの概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的に経営会議やALM委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式に関しては、当組合が定める「資金運用規程」および「自己査定基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

出資等エクスポートに関する事項

(1) 出資等エクスポートの貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|--------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 624 | 624 | 696 | 696 |
| 非上場株式等 | 3,714 | — | 3,327 | — |
| 合計 | 4,338 | 624 | 4,024 | 696 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 全国信用協同組合連合会向けの普通出資を含む一方、保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)については含んでいません。
3. 投資信託等複数の資産を裏付とするエクスポートのうち、上場・非上場の確認および裏付資産の一部だけの貸借対照表計上額や時価の把握が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-------|
| 売却益 | 1 | 96 |
| 売却損 | — | — |
| 償却 | — | — |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | 24 | △3 |

- (注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。
2. 保険会社の基金債および負債性資本調達手段(劣後ローン等)のほか、裏付資産に含まれる出資等エクスポートのみにかかる評価損益の額を把握することが困難な投資信託については、含まれていません。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | — | — |

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

9.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(1) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| ロック・スルー方式を適用するエクspoージャー | 16,919 | 17,797 |
| マンデート方式を適用するエクspoージャー | — | — |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー | — | — |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー | — | — |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー | — | — |

10.銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当組合では、金利リスクを「金利変動により損失を被るリスク」と定義し、経営管理部が所管しています。

具体的には、理事会で金利リスク管理に関する重要な事項を決議し、その方針に則り、経営管理部が、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステム等により金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にALM委員会に報告、提言をしています。

ALM委員会においては、金利リスク管理の基本方針・リスク計画・対応策等の審議、調整を行っています。

(2) 金利リスク

(単位:百万円)

| 項目番号 | IRRBB1:金利リスク | イ | ロ | ハ | ニ |
|------|--------------|--------|--------|--------|------|
| | | △EVE | | △NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 16,721 | 15,309 | 303 | 359 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | △288 | △404 |
| 3 | ステイプ化 | 14,659 | 12,744 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 16,721 | 15,309 | 303 | 359 |
| | ホ | | | △ | |
| | 当期末 | | | △ | |
| 8 | 自己資本の額 | 29,054 | | 28,617 | |

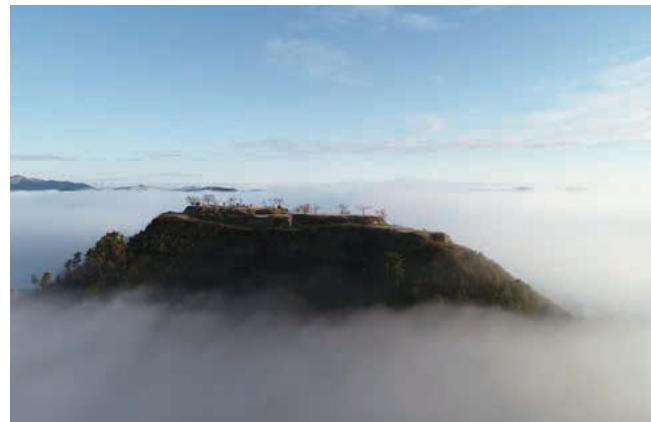
〈参考〉

(単位:百万円)

| | 当期末 | 前期末 |
|--------|-------|-------|
| VaRベース | 3,432 | 2,710 |

(保有期間:60日、信頼区間:99%、観測期間:1年)

(注)金利リスクに関する事項については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正により、平成31年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。





本紙は環境に優しい
植物インキを使用しております。



ミックス
紙、責任ある森林
管理を支えています
FSC® C002089



いまでも これからも いつまでも
兵庫県信用組合

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3丁目4番17号
TEL:078-391-6315(代)・FAX:078-392-5290
URL▶ <https://www.hyogokenshin.co.jp/>
E-mail▶ webmaster@hyogokenshin.co.jp

Shinkumi Bank



ちかくにいるから、
チカラになれる。